

### 岐阜アパレル産業における労働力確保施策の変遷 集団就職、家内労働から技能実習制度へ

上林, 千恵子 / YAMAGUCHI, Rui / KAMIBAYASHI, Chieko / 山口, 暎

---

(出版者 / Publisher)

Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University / 法政大学比較経済研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

比較経済研究所ワーキングペーパー / Working paper series

(巻 / Volume)

176

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

51

(発行年 / Year)

2013-04-04

衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

## 岐阜アパレル産業における労働力確保施策の変遷

### 集団就職、家内労働から技能実習制度へ

上林千恵子・山口 墨

## 0. はじめに

2010年入管法の改正により、技能実習制度を利用して来日する外国人は3年間労働法の保護下に置かれることになった。かねてからさまざまな労働問題の温床として指摘されることが多い制度ではあるが、より現状に沿った形へと制度が変更になった点で、前進であると言えよう。それに伴い、技能実習制度をめぐる論点は制度を利用して来日する者の実態だけでなく、彼らを利用する企業側の実態へと広げられる必要があるだろう。本稿では、縫製加工業を中心とした戦後の岐阜アパレル産業における労働力確保施策の変遷を、各種資料をもとに検討する。

本稿の構成を簡単に述べる。はじめに、統計データを用いて岐阜アパレル産業と技能実習生受入れの現状を確認する(1章)。次に、縫製加工業を中心とした岐阜アパレル産業への労働者の参入と労働力確保施策の変遷を、戦後縫製加工業への労働者の参入(2章)、県外からの若年労働力の受入れ(3章)、縫製加工業者の県外・海外進出(5章)、外国人研修生・技能実習生の受入れ(6章)の順に検討していく。県外からの若年労働力の受入れについては縫製加工業だけでなく、県外中卒者の最大の受入れ先であった紡績業の実態にも言及する。また、岐阜縫製加工業で働く従業員の実態にも適宜言及し、さらに、同産業での中高年労働力の活用実態として、家内労働を4章でとりあげる。

1990年から中小企業団体を窓口として外国人研修生を受入れることが可能になって以来、縫製加工業を中心とした繊維・衣服製造業はその最大の受入れ先のひとつである。そして、当該分野での研修生・技能実習生の有力受入れ地域となっているのが岐阜県である。本稿を通じて、以下のことが明らかになるであろう。岐阜縫製加工業を中心とした岐阜アパレル産業は、常に労働力確保を課題としてきた。参入する労働者は戦後日本の社会構造の変化を反映して、入れ替わりを見せる。そして、その現在形が技能実習生であり、その受入れ体制は、研修生・技能実習生受入れが本格化する以前の労働力確保の経験を反映したものであった。

岐阜県縫製加工業には多くの若年女性労働者が参入した。彼女らは数年働いた後、結婚を機に退職することが一般的であった。現在の技能実習制度は3年間の外国人労働力受入れを可能とする制度であるが、短期間の就業を前提とした労働力の受入れ体制は、この時期に形成されたといってもよい。

岐阜アパレル産業が初めて本格的に他地域から労働力を確保したのは、いわゆる集団就職による県外中・高卒者の受入れである。岐阜県に工場を持つ紡績業は県外若年労働力確保への誘因とするために定時制高校や通信教育、各種学校と提携するなど、従業員が働きながら学べる環境を準備した。労働力確保と従業員教育制度がセットとなって施されたことは、岐阜県が外国人労働力を「研修」生として他県に先駆けて受入れ始めたことと重なってくる。

また、縫製加工業は、家計の補助のために働く主婦層を家内労働者として確保してきた。

### 衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

彼女らは定められた工賃に従って、最低賃金をはじめとする労働法の保護外で働く。研修生として来日する外国人が実質的な労働者であるにもかかわらず労働法の保護外であることで起こる問題は、多方面から指摘されてきた。しかし縫製加工業は、研修生・技能実習生を本格的に受入れる前から、すでに同様の問題を孕む労働者をその構造内に包摂したうえで成立していたのである。

## 1. 岐阜アパレル産業と外国人研修生・技能実習生受入れの現状と推移

### (1) 岐阜アパレル産業の特性と現状

はじめに、岐阜アパレル産業の特性を、おもに全国値と比較することにより検討する。産業の特性を明らかにするためには出荷額など各種指標も交えて検討する必要があるが、本稿では労働力に注目するため、事業所数と従業者数のみを取り上げたい。表1は、2009年経済センサスデータから、アパレル産業を構成する産業中分類「繊維工業」、「繊維・衣服等卸売業」、「織物・衣服・身の回り品小売業」と、各中分類に含まれる産業小分類の事業所・従業者数を示したものである。また、実数の右側には、産業中分類ごとの構成比を示している。

表1 産業中・小分類別事業所数・従業者数（2009年）

	全国				岐阜県			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
<b>繊維工業</b>	55,133	100%	490,252	100%	2,745	100%	18,170	100%
管理, 補助的経済活動を行う事業所	340	0.6%	6,366	1.3%	14	0.5%	341	1.9%
製糸業, 紡績業, 化学繊維等製造業	2,708	4.9%	34,790	7.1%	193	7.0%	1,721	9.5%
<b>織物業</b>	9,161	16.6%	47,859	9.8%	317	11.5%	1,283	7.1%
ニット生地製造業	878	1.6%	6,542	1.3%	53	1.9%	334	1.8%
染色整理業	4,259	7.7%	42,575	8.7%	96	3.5%	1,639	9.0%
網・網・レース等製造業	4,190	7.6%	33,278	6.8%	104	3.8%	757	4.2%
<b>外衣・シャツ製造業</b>	<b>17,263</b>	<b>31.3%</b>	<b>178,741</b>	<b>36.5%</b>	<b>1,356</b>	<b>49.4%</b>	<b>8,182</b>	<b>45.0%</b>
下着類製造業	1,254	2.3%	21,024	4.3%	11	0.4%	59	0.3%
和装製品・その他の衣服等製造業	4,631	8.4%	37,592	7.7%	95	3.5%	479	2.6%
その他の繊維製品製造業	10,449	19.0%	81,485	16.6%	506	18.4%	3,375	18.6%
<b>繊維・衣服等卸売業</b>	<b>26,577</b>	<b>100%</b>	<b>298,128</b>	<b>100%</b>	<b>1,021</b>	<b>100%</b>	<b>8,202</b>	<b>100%</b>
管理, 補助的経済活動を行う事業所	378	1.4%	7,274	2.4%	16	1.6%	101	1.2%
繊維品卸売業	5,514	20.7%	44,363	14.9%	139	13.6%	940	11.5%
<b>衣服卸売業</b>	<b>10,812</b>	<b>40.7%</b>	<b>150,721</b>	<b>50.6%</b>	<b>684</b>	<b>67.0%</b>	<b>5,973</b>	<b>72.8%</b>
身の回り品卸売業	9,873	37.1%	95,770	32.1%	182	17.8%	1,188	14.5%
<b>織物・衣服・身の回り品小売業</b>	<b>158,912</b>	<b>100%</b>	<b>751,306</b>	<b>100%</b>	<b>3,065</b>	<b>100%</b>	<b>12,524</b>	<b>100%</b>
管理, 補助的経済活動を行う事業所	1,013	0.6%	18,800	2.5%	16	0.5%	163	1.3%
呉服・服地・寝具小売業	21,540	13.6%	78,095	10.4%	520	17.0%	1,771	14.1%
男子服小売業	21,729	13.7%	107,716	14.3%	414	13.5%	1,889	15.1%
婦人・子供服小売業	71,498	45.0%	355,320	47.3%	1,384	45.2%	6,015	48.0%
靴・履物小売業	12,002	7.6%	52,243	7.0%	222	7.2%	835	6.7%
その他の織物等小売業	31,130	19.6%	139,132	18.5%	509	16.6%	1,851	14.8%

2009年経済センサスより筆者作成。

表 2 都道府県比較からみた岐阜アパレル産業

	岐阜県		福島県		東京都		福井県	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
繊維工業	2,745	18,170	901	12,259	4,656	34,708	1,617	21,962
外衣・シャツ製造業	1,356	8,182	575	8,999	2,474	18,488	199	3,515
繊維・衣服等卸売業	1,021	8,202	149	865	6,621	99,636	343	2,052
衣服卸売業	684	5,973	75	456	2,686	54,765	69	420
	愛知県		京都府		大阪府		岡山県	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
繊維工業	5,341	39,387	6,318	30,814	5,620	44,274	1,323	18,987
外衣・シャツ製造業	920	5,187	238	1,907	2,170	14,927	717	10,517
繊維・衣服等卸売業	1,861	22,959	1,489	12,251	5,095	69,390	308	3,054
衣服卸売業	653	10,497	312	3,125	1,968	34,862	140	1,687

2009年経済センサスより筆者作成。下線は、実数値が岐阜県よりも大きいものを示している。

産業中分類ごとの小分類構成比をみると、岐阜県は繊維工業について外衣・シャツ製造業<sup>1</sup>が、繊維・衣服卸売業について衣服卸売業<sup>2</sup>の構成比が全国値よりもきわだって高い。織物・衣服・身の回り品小売業については、ほぼ全国値と同様の傾向を示しており、特徴は認められない。よって、岐阜アパレル産業の特性は、繊維工業のなかでは外衣・シャツ製造業が、そして繊維・衣服等卸売業のなかでは衣服卸売業が高いウェイトを占めていることにあるといえる。さらに、外衣・シャツ製造業と衣服卸売業との関連を考慮した場合、岐阜アパレル産業が「既製服を製造し、卸す」機能を備えたものであるともいえよう。

では、「既製服を製造し、卸す」岐阜アパレル産業は、他の都道府県と比較した場合、どういった位置にあるのか。表 2 は、繊維工業と外衣・シャツ製造業の事業所・従業者数のいずれかが岐阜県より多い都道府県について、繊維工業と外衣・シャツ製造業、繊維・衣服等卸売業と衣服卸売業の事業所・従業者数を示している。

繊維工業の事業所数について岐阜県は全国で 5 番目（京都府、大阪府、東京都、愛知県）に多く、従業員数について 7 番目（大阪府、愛知県、東京都、京都府、福井県、岡山県）に多い。また、繊維工業のうち外衣・シャツ製造業の事業所数について全国で 3 番目（東京都、大阪府）に多く、従業者数について 5 番目（東京都、大阪府、岡山県、福島県）に多い。なお、岐阜県に比べて繊維工業の事業所・従業者規模が大きいものの外衣・シャツ製造業の規模は比較的小さい愛知県と京都府は、繊維工業のうち織物業の占めるウェイト

<sup>1</sup>小分類「外衣・シャツ製造業」には、細分類「織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、「織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、「織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、「織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）」、「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業（不織布製及びレース製を含む）」、「ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）」、「ニット製アウターシャツ類製造業、セーター類製造業、その他の外衣・シャツ製造業」が含まれる。

<sup>2</sup>小分類「衣服卸売業」には、細分類「男子服卸売業」、「婦人・子供服卸売業」、「下着類卸売業」、「その他の衣服卸売業」が含まれる。

が高くなっている。

繊維・衣服等卸売業の事業所数について、岐阜県は全国で 6 番目（東京都、大阪府、愛知県、京都府、福岡県）に多く、従業者数について 7 番目（東京都、大阪府、愛知県、京都府、福岡県、兵庫県）に多い。関東圏では東京都、関西圏では大阪府、京都府、兵庫県、中部圏では愛知県、九州圏では福岡県と、大都市に繊維・衣服等卸売業が集積していることがわかる。また、繊維・衣服等卸売業のうち衣服卸売業の事業所数は 3 番目（東京都、大阪府）に多く、従業者数は 5 番目（東京都、大阪府、愛知県、福岡県）に多い。

繊維工業と繊維・衣服等卸売業の関連について、東京都、大阪府、京都府、愛知県で岐阜県より大きい規模での両産業の並存が見られるが、外衣・シャツ製造業と衣服卸売業の関連について、東京都と大阪府で両産業の並存が見られる。よって、上述の岐阜アパレル産業が有する特性は、東京都と大阪府に次ぐ規模であるといえる。

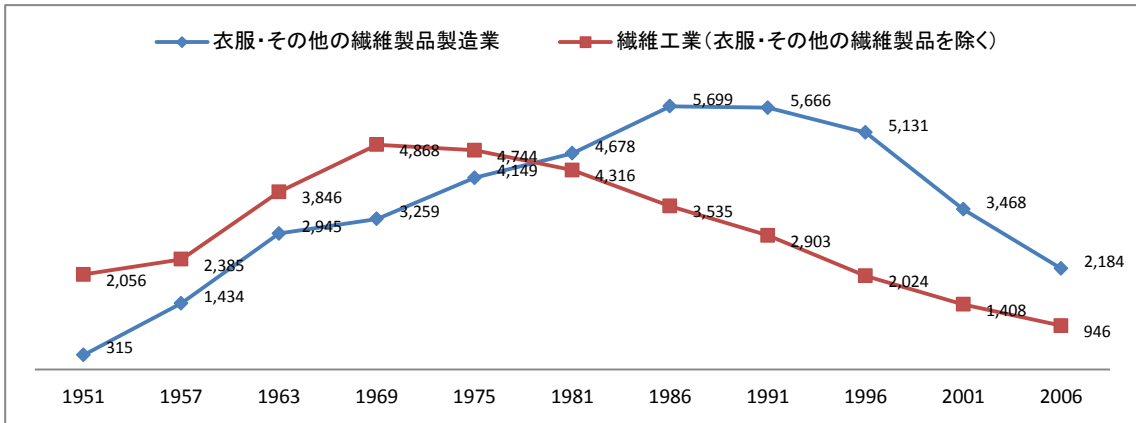
## (2) 岐阜繊維・衣服製造業における事業所数・従業員数の推移

次に、戦後の岐阜繊維・衣服製造業の推移を検討する。図 1、2 は、産業中分類「繊維工業（衣服・その他の繊維製品製造業を除く）」と「衣服・その他の繊維製品製造業」の事業所・従業者数の推移を示したものである。1 節で検討した「繊維工業」と、ここでの「繊維工業（衣服・その他の繊維製品製造業を除く）」は、異なる範囲を指すことに注意されたい。2009 年の「繊維工業」は、2007 年 11 月の産業分類改定によって「繊維工業（衣服・その他の繊維製品製造業を除く）」と「衣服・その他の繊維製品製造業」が統合・改編されたものである。本稿ではこれ以降、産業中分類「繊維工業（衣服・その他の繊維製品製造業を除く）」と「衣服・その他の繊維製品製造業」をあわせて繊維・衣服製造業と呼ぶ。また、産業分類は戦後 10 回程度の改定を経ているため、各年統計値の大小を厳密に比較できるものではない。よって、大まかな推移を確認するためのものである。

岐阜縫製加工業を中心とした繊維・衣服製造業の動向は次章以降で詳細に検討するため、ここでは図から読み取れる傾向のみ確認しておきたい。紡績業や織物業で構成される繊維工業について、事業所数と従業者数ともに戦後増加するが、1970 年初頭より一貫して減少する。2006 年には、1969 年と比較してどちらも 1~2 割程度に落ち込んでいる。また、縫製加工業を中心とする衣服・その他の繊維製品製造業について、事業所数は 1980 年代後半にピークを迎え、その後急激に減少する。従業者数は 1980 年代に 36,000 名前後を推移するが、1990 年代前半から急激に減少する。2006 年には、1991 年と比較してどちらも 3~4 割程度に落ち込んでいる。

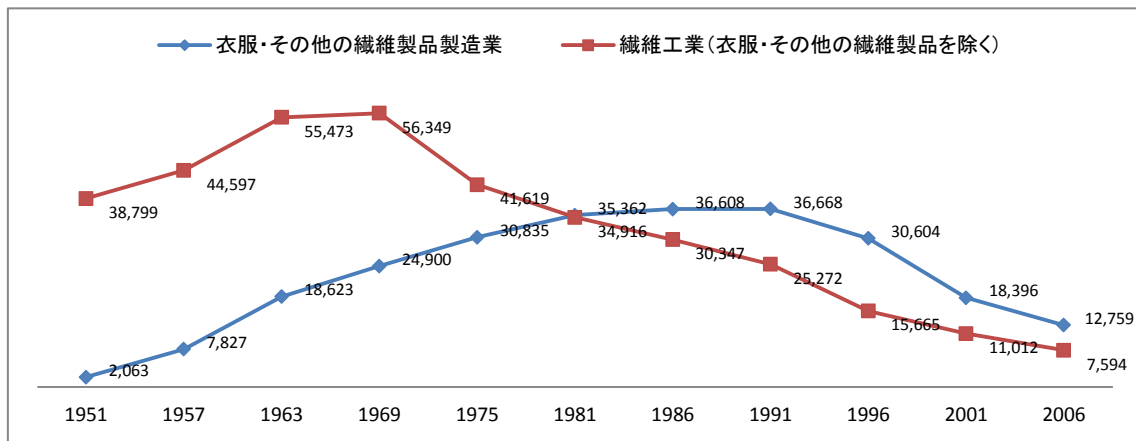
繊維工業と衣服・その他の繊維製品製造業を比較すると、どちらも逆 U 字型のカーブを描いている。しかし、1951 年時点で繊維工業はすでに相当の規模があったが、衣服・その他の繊維製品製造業は 315 事業所、2,063 名の従業者と、かなり小さい規模からスタートしている。また、事業所数、従業者数が最も多かった時期は、繊維工業が衣服・その他の繊維製品製造業より 10~20 年早い。

図 1 繊維・衣服製造業 事業所数の推移 (岐阜県)



総務省統計局「事業所・企業統計調査」より筆者作成。

図 2 繊維・衣服製造業 従業者数の推移 (岐阜県)



総務省統計局「事業所・企業統計調査」より筆者作成。縦軸は人。

### (3) 外国人技能実習生受入れの現状

外国人技能実習生の受入れ実態について、登録外国人統計（法務省 2012）データをもとに検討を始めたい。2011年の「技能実習」在留資格者、すなわち外国人技能実習生の数は141,994名である。内訳をみると、入国1年目で企業単独型受入れである「1号イ」は3,991名、団体監理型である「1号ロ」は57,187名となっており、入国2、3年目で企業単独型受入れである「2号イ」は2,726名、団体監理型受入れである「2号ロ」は78,090名となっている。団体監理型受入れ総数は「1号ロ」と「2号ロ」を合計して135,277名となっており、技能実習生全体の95.3%を占める。

登録外国人統計に計上されている外国人総数に占める技能実習生の割合は6.8%である。厚生労働省が「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格として挙げている「技術」



### 衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

や「人文知識・国際業務」などの在留資格者の合計は 189,212 名となっており<sup>3</sup>、技能実習生数は専門的・技術的分野での外国人就労者よりも約 5 万人少ない。しかし、専門的・技術的分野に属する個々の在留資格者数をみると、「人文知識・国際業務」がもっとも多くて 67,854 名、「技術」が 2 番目に多くて 42,634 名となっている。「技能実習」資格がひとつの在留カテゴリーであることを考慮すれば、日本における外国人労働者をめぐる論点のひとつとして、技能実習生の存在の大きさが理解できるであろう。

岐阜県の技能実習生数について検討する。岐阜県在住の技能実習生は 9,579 名で、技能実習生総数の 6.7%を占める。その数は、愛知県の 15,280 名 (10.8%) に次いで 2 番目に多い。岐阜県在住の技能実習生のうち中国出身者は 8,445 名で、岐阜県下の技能実習生の 88.2%を占める。全国の技能実習生のうち中国出身者が 107,601 名で、全体に占める割合が 75.8%であることから、岐阜県在住の技能実習生に占める中国出身者の割合が比較的高いことがわかる。

次に、JITCO (公益財団法人国際研修協力機構) 発表の 2011 年度データをもとに、繊維・衣服製造業における技能実習生について、おもに技能実習 2 号移行申請者数をもとに検討する。職種分野のうち、繊維・衣服分野の技能実習 2 号移行申請者 (以下、申請者) は 10,837 名で、全申請者 (51,109 名) の 21.2%を占める。繊維・衣服分野のうち「婦人子供服製造」職種での申請者は 8,492 名で、繊維・衣服分野での申請者数の 78.4%を占める。また、「婦人子供服製造」職種での申請者数は申請者総数の 16.6%を占めており、職種別にみて 2 番目に多い「耕種農業」(5,210 名) や 3 番目に多い「溶接」(4,172 名) での申請者数を大きく引き離して、もっとも申請者の多い職種となっている。

岐阜県における繊維・衣服分野での申請者数は 1,745 名で、同分野での申請者総数の 16.1%を占める。これは都道府県別にみてもっとも多い。同分野で 2 番目に申請者が多い愛知県は 791 名であることから、岐阜県における申請者数が際立って多いことがわかる。また、岐阜県内の総申請者 (3,448 名) に占める繊維・衣服分野での申請者数の割合は 50.6%であり、全国値の 21.2%を大幅に上回っている。

表 3 は、繊維・衣服分野における申請者数が多い 10 都道府県と東京都、京都府について、申請者数と申請者総数に占める繊維・衣服分野での申請者数の割合を示している。中国・四国地域で繊維・衣服分野での申請者数が多く、都道府県別の申請者総数に占める割合もおおよそ高くなっている。愛知県では同分野での申請者数は多いものの、申請者総数に占める割合は 13.7%と低い。また、大阪府と東京都について、それぞれのアパレル産業の構造が岐阜県と類似しており、その規模は岐阜県よりも大きいことを 1 節で確認した。しかし、同分野における申請者数は比較的少ない。これらのことから、繊維・衣服製造業を中

<sup>3</sup>厚生労働省 HP「我が国で就労する外国人のカテゴリー」では、「専門的・技術的分野」に該当するおもな在留資格として、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能、教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育を挙げている。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin16/category\\_j.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin16/category_j.html)

2013 年 2 月 12 日取得。

心とするアパレル産業の規模の大きさが繊維・衣服分野での技能実習生受入れ数の多さに直結するとは言えないことがわかる。

表 3 都道府県別 繊維・衣服分野の技能実習 2号移行申請状況 (2011 年度)

都道府県	繊維・衣服(a)	移行申請者計(b)	(a)/(b)	都道府県	繊維・衣服(a)	移行申請者計(b)	(a)/(b)
合計	10,837	51,109	21.2%				
岐阜県	1,745	3,448	50.6%	徳島県	395	812	48.6%
愛知県	791	5,777	13.7%	大阪府	305	1,652	18.5%
岡山県	679	1,587	42.8%	秋田県	285	291	97.9%
福井県	583	1,046	55.7%	島根県	283	466	60.7%
愛媛県	476	1,369	34.8%	東京都	110	617	17.8%
広島県	400	2,738	14.6%	京都府	142	465	30.5%

『2012 年度版 外国人研修・技能実習事業実施状況報告書 JITCO 白書』 p.118-9 より筆者作成。

#### (4) 外国人研修生・技能実習生受入れ数の推移

研修生・技能実習生受入れ数の推移について、技能実習（2号）移行申請者数をもとに検討する。技能実習制度がスタートした 1993 年度の申請者数は 1,164 名であった。その後、1999 年度と 2002 年度はその前後年と比べて増加数は鈍るものの、2008 年の 63,747 名まで一貫して増加する。その後 2 年間は減少したが、2011 年度は再び増加している。

繊維・衣服分野について、1993 年度の申請者数は 384 名であった。2006 年の 15,072 名まで一貫して増加し、その後減少し続けている。また、繊維・衣服分野における申請者数が総申請者数に占める割合をみると、1999 年度の 52.1%でもっとも高い。(図 3)

中国出身者について、1993 年度の申請者数は 586 名であった。2008 年の 49,971 名まで一貫して増加する。中国出身者とその他の国出身者合計の申請者数について対前年度増加率をみた場合(図 4)、中国出身者の増加率は技能実習制度開始 2 年目の 1994 年度に急激に高まるものの、1998 年度までは他国出身者の増加率と比べて同程度か、あるいはそれよりも低い増加率となっている。しかし 1999 年度と 2002 年度、2005 年度に他国出身者が減少するなかで、中国出身者は増加する。そして、2000 年度と 2001 年度、2004 年度には、中国出身者の増加率は他国出身者のそれよりも高い値を示している。これらのことから、中国は 2000 年前後の申請者総数が伸び悩んだ時期にも研修生・技能実習生労働市場においてシェアを拡大し、その後数年間の伸びにつなげていったと考えられる。

しかし、2009 年度と 2010 年度には、全体の趨勢にあわせて中国出身者の申請者数が減少している。2011 年度には全体の増加基調にあわせてその数を増加させているが、他国出身者合計の場合と比較すると増加率は低い。

2011 年度の中国出身者申請者数が全体の 7 割以上を占めていることを考慮すれば、最大の技能実習生送出国としての中国の存在感は今でもじゅうぶんに大きい。しかし、2008

衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

年度以降の動向から、リーマンショックに端を発する世界的な経済危機によって受入れ企業が技能実習生の受入れを控えたことを契機に、その後の送出し国・機関の再選別がすすんでいることが推測される。近年喧伝される「脱中国」現象が、技能実習生の受入れにおいても進んでいるのであろうか。このことについて本稿で詳細に論じることはできないが、今後数年間の推移と、より複合的な要因を検討したうえで、別稿にて確かめる必要があるだろう。

図 3 繊維・衣服分野とその他の業種 技能実習（2号）移行申請者数の推移

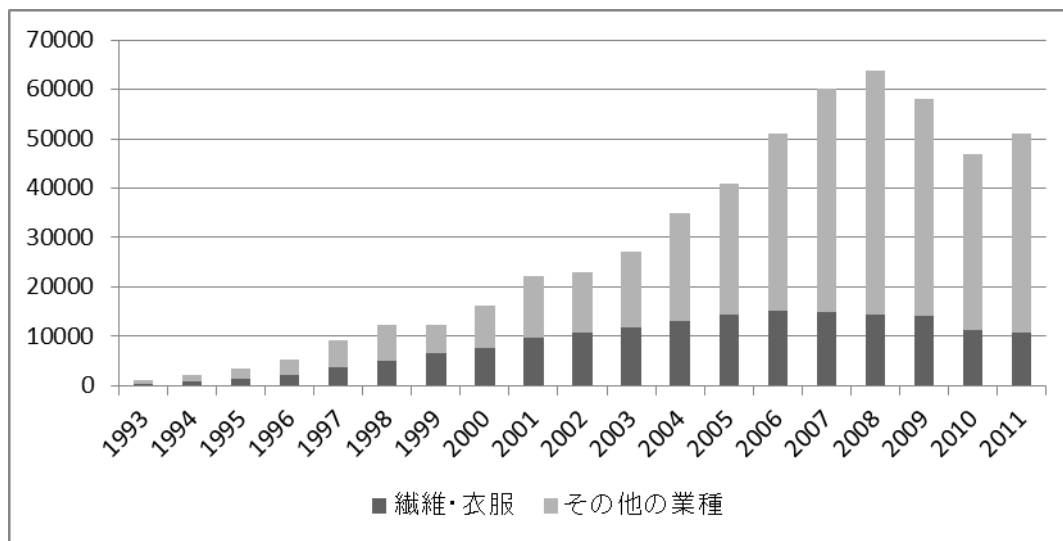


図 4 中国とその他の国合計 技能実習（2号）移行申請者数の対前年度増加率の推移

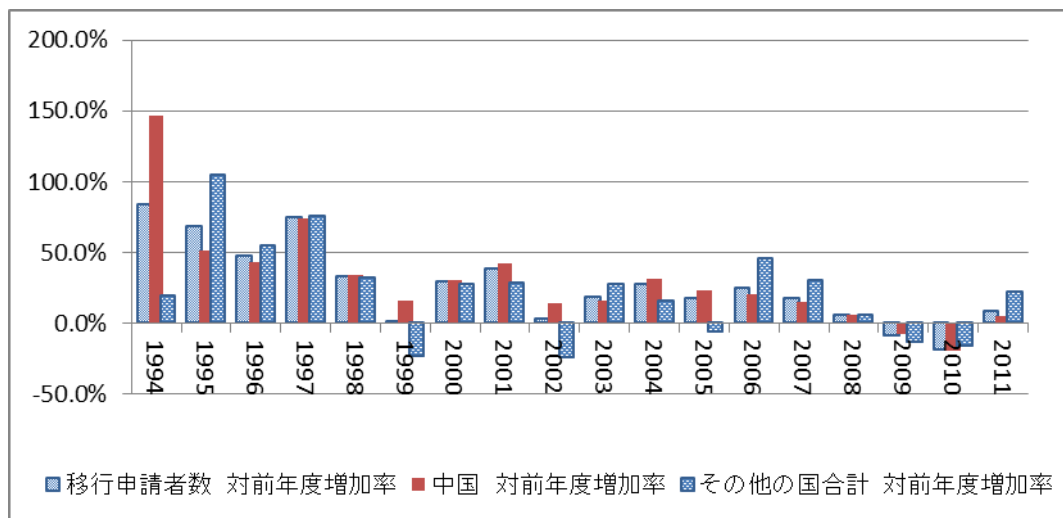


図 3、4 とともに『外国人研修・技能実習事業実施状況報告 JITCO 白書』各年度版より筆者作成。

## 2. 岐阜アパレル産業の生成と岐阜縫製加工業への労働者の参入

1章では、岐阜アパレル産業と外国人研修生・技能実習生について、統計データをもとに概観した。2章以降では、岐阜アパレル産業の生成と展開を、おもに労働者の参入と労働力確保施策、つまり誰が岐阜アパレル産業を支える労働力となり、そして企業はどのように労働力を確保していったのか、について検討する。

2章1～3節では、岐阜アパレル産業の成立・展開過程を検討する。4節では、1967年に実施された調査結果から、岐阜縫製加工業発展期における従業員の实態を検討する。当時の従業員は県内出身の若年女性を中心で、彼女らの多くは結婚を機に退職することが一般的であった。縫製加工業における労務管理もそのことを前提として形成される。このことが、短期間の外国人労働力受入れを可能にする現在の技能実習制度へと接続されていると考えられる。

### (1) 岐阜駅前問屋町の成立

岐阜アパレル産業の成立過程を、『問屋町の歩み・岐阜産地の人々』（東海繊維経済新聞社編 1971）を中心に参照しながら検討する。第二次世界大戦終戦直後、岐阜駅前に食料品を扱う30店舗程度の規模の闇市が形成される。高井勇氏を中心とした引揚者が活動したため、ハルピン街と呼ばれた。しかし、食糧管理法の変更によって闇市での食料品店の経営が難しくなったため、ハルピン街では繊維のみを扱うよう方針を転換する。戦時中に日本軍が岐阜県飛騨・美濃地方の山間部に貯蔵していた軍需品が一気に放出されたこともあり、古着の流通は豊富であった。また、当時の岐阜県知事が衣料統制法を拡大解釈した条例を作ったことや、古着商の営業鑑札を大量に取得するための高井氏らの働きかけを岐阜市警が受入れたことも、この流れを後押しすることとなった。

しかし、すぐに古着や軍服だけの流通では限界がでてきたため、自前で作った服を売ろうとする動きが見られるようになる。これが岐阜アパレル産業のスタートとなった。1950年ごろには数百人にのぼる業者の集団地が形成され、駅前地区整備とともに問屋町としての形態が整えられる。1954年には16町内に600商社が集積するほどの規模に拡大した（岐阜県 1973）。

1946年11月に開かれた引揚者団体の結成集会において、高井氏は以下のように演説している。「夢多かったわれわれは国策にそって大陸へ渡った。ところが敗戦であれだけの犠牲をはらい、虐待を受け、着のみ着のままで逃げ帰った。そんなわれわれにも人なみの生活をする権利がある。今のわれわれには団結以外にはない。生きんがために力を合わせて商売に打ち込もう」（東海繊維経済新聞社編 1971: 13）。生活と仕事の確保への強い欲求が敗戦直後に岐阜駅前の闇市で活動する者を支え、集団化を促進するとともにその後のアパレル産地形成へとつながっていく。

## (2) 縫製加工業への労働者の参入

岐阜駅前問屋町には軍隊復員者や海外引揚者だけでなく繊維関係の参入者、さらには商売人、教授、公務員、農業など異業からの転身者などが集まった（久代譲 2004）。自前で作った服を扱う問屋が増加するとともに、衣服製造に携わる縫製加工業者も参入を始めるが、彼らもまた岐阜駅前の問屋業者と同様に、多様な出自を持つ者たちであった。

敗戦直後から 1950 年頃までに縫製加工業へ参入した者は、以下のような出自を持つ者であった。第一に、戦前から岐阜に存在するアパレル事業者である。彼らは人材育成と供給の重要な場となるなど、戦後の岐阜縫製加工業の形成と展開に影響を与えた。第二に、名古屋、大阪、京都などの洋服店に徒弟奉公し、敗戦によって岐阜に帰郷していた縫製技術者、洋裁出身者である。第三に、縫製加工業者が市外へと分散するにしたがって参入した、他の技術職種や一般職種からの転向組である。第四に、主婦である。彼女らは家内労働者として、下請構造の一部を担った。

1950 年から、さらに多様な出自の労働者が参入する。その多くが岐阜県の地場産業である提灯、和傘、製紙業などからの転向者で、他にも県内郡部では農林業に従事していた者や、岐阜市内では会社勤務を辞めて転向する者がみられた（東海繊維経済新聞社編 1971）。縫製加工業へ家内労働者や会社勤務者が参入する様子について、当時を知る者は以下のよう述べている。

これは岐阜独特なんですけど、奥さんが「ちょっと内職やりたいから」といってミシンを貸りて、部分縫いをする外注さんがあるわけです。例えば、袖だけとか、襟だけといった外注さんが作った部品を持ってきて、工場で組み立てて製品として納めるということが一番効率的で良いわけです。

そうして工場さんの中には、1人で一枚全部形に縫っちゃうという「一枚縫い」という外注さんもあり、それをやると、だいたい月に何 10 万円という結構いいお金になるわけです。私のおつき合いしている何人かが、「お父さん、もう安い給料で会社勤めしているようだったら手伝ってよ。手伝ってくれると、私一生懸命縫いに専念すれば、お父さんは外に外注さんの工程をもうひとつ作って、そこを形にしていけば、工場になっていくんじゃないか…」ということで工場を始めた方が結構おるんです。（荻久保嘉章・根岸秀行編 2003: 141）

終戦直後には戦前から繊維・衣服製造業に従事する者に加えて、主婦を中心とする家内労働者が岐阜縫製加工業に参入した。彼女らのうち特に優れた技能を持つ者が、異業種で会社勤めをする夫を巻き込みながら、縫製加工業者となっていくケースが多くみられた。

会社勤務者から転向した零細規模の事業者は、六畳の洋間にミシンを一台おいて仕事を受注したことから「洋間の父ちゃん・母ちゃん」と呼ばれた。彼らは 1980 年代中頃には一般のサラリーマンの月収の 2 倍以上にあたる 40 万円、多い人で 80 万円前後を稼いだ（岩

坂和幸 2007, 2008)。零細の事業者とはいえってもかなり高い収入を得ており、さらに、彼らが特別な呼称で認識される存在であったことがわかる。

### (3) 岐阜縫製加工業の形成

戦後の闇市をきっかけに岐阜駅前繊維問屋町が形成され、それと並行して多様な出自を持つ者が縫製加工業者として岐阜市内を中心に参入した岐阜アパレル産業は、東京、大阪とともに三大既製服産地と呼ばれるまでの規模になる。岐阜アパレルが一大産地となりえた要因として、低価格の原反を必要に応じて仕入れることができる繊維市場が岐阜周辺に存在していたことや、岐阜駅を通る国鉄東海道線を利用して仕入れ先と顧客を確保できたことなどの地理的優位性があげられる。さらに、すでに提灯や和傘などの内職労働が一般化していたために副業・内職的な労働力が豊富に存在していたことが産地形成の素地となる。岐阜県では安価な大衆向けの衣服を生産していたため、高度な技術や長い経験は必要なく、縫製加工業への参入障壁はそれほど高くはなかった。未熟練でも副業・内職的な労働力を、岐阜では東京と比較して二分の一という低加工賃で利用することができたのである。

『岐阜市史』(岐阜市 1981) より、岐阜縫製加工業の成立・発展期の様子を概観する。岐阜縫製加工業は、1955 年前後には岐阜市を中心に約 6 万台のミシンが動いていると言われるほどの規模を誇るようになる。事業所・従業者数が増加するとともに、最末端を家内労働者が担う下請け関係が完成する。おもに発注元である問屋との関係で見た場合、縫製加工業者は、問屋が経営する工場である「自家縫製工場」、縫製専門工場のうち特定の間屋とのみ取引をおこなう「専属工場」、一般的な下請工場で複数の取引先を持つ「下請工場」、ほとんどが主婦で、機械化できない簡単な工程を担当する「家庭内職」に分類される。1969 年の調査結果では、各工場類型の平均従業員数はそれぞれ順に 38.5 人、12.0 人、8.4 人、1.4 人となっており、全体として小規模であるうえに、下請構造のなかで問屋との関係が薄いほどその規模も小さかった。こういった下請関係は、問屋が製品の実際の加工の担い手を全面的には知り得ないほど複雑で重層的なものであった。

衣服をとにかく作れば売れる状況のなかで、問屋からの注文に対応するための縫製加工業者が不足する事態も多く発生した。紳士服分野と比較して要求される技術水準が低い婦人子供服分野では副業的な労働力が多く存在したが、農繁期には加工業者不足で問屋が困ることもあった。また、受注が殺到する 7 月から 12 月には、問屋による加工業者の争奪戦が起こった。こういった状況を反映してか、縫製加工業者はより高い工賃を求めて取引先の間屋を変えるのが普通で、取引関係の固定性は低かった(岐阜市 1981: 359-76)。

### (4) 縫製加工業従業員の実態——1967 年調査より

縫製加工業における従業員の实態と労務管理について、1967 年に刊行された実態報告書

(岐阜市など 1967) から検討する<sup>4</sup>。図 1、2 に示されるように、1967 年当時の岐阜縫製加工業はその規模を拡大させる途にあった。東海繊維経済新聞社 (1971) による岐阜縫製加工業の発展区分によれば、調査が実施された 1967 年は縫製加工業者団体が多く設立され、発注元である問屋に対して工賃交渉をおこなうなど縫製加工業者の自立化が目指された時期 (第 3 期、1956~64 年) を経て、その結果として従業員規模が大きい工場がみられるようになった時期 (第 4 期、1965~71 年) であった。第 3 期は次章で検討する集団就職での県外若年労働力の確保の時期であり、第 4 期は 5 章で検討する県外・海外進出による労働力確保がすでにみられるようになった時期である。

はじめに、従業員アンケートの結果を検討する。回答者の 79.3%が女性であり、97%が独身である。女性従業員のうち 73.9%が 16~19 歳、18.1%が 20~24 歳で、24 歳以下の者が 9 割以上を占めている。岐阜県内出身者がほとんどで (82.1%)、卒業後すぐに就職した中卒者が多い (中卒者は回答者のうち 97.5%、就職前の職業が「学生」の者は 64.9%)。就職の方法は、「縁故」が 53.8%と過半を占める。勤続年数は 1 年 1 ヶ月~3 年の者がもっとも多くて全体の 45%程度、次に多いのが 3 年 1 ヶ月~5 年の者で、25%程度を占める。それ以上の勤続年数の者はぐっと少なくなり、従業員のほとんどが 5 年以内の勤続年数であった。なお、企業アンケートの結果によれば、従業員が退職する理由は「結婚」が最も多くて 45.5%、「従業員の家族の事情」が 28%、「他工場の引抜き」が 11%、「性格と仕事の不一致」が 10.5%となっており、従業員の退職は結婚を含めた家庭の事情を理由としていた。現在、技能実習制度下での労働力受入れは最長 3 年であるが、すでにこの時期から短期間の雇用が一般的であったことがわかる。

次に、労務面について、企業アンケートの結果から検討する。従業員に対する給与の支払い形態について、年功序列給と職能給を組み合わせている事業所が 61%と最も多い。最低賃金制は 93%が採用しているものの退職金制度は 43%の採用率で、定年制は回答した 256 社のうちわずか 3 社しか採用していない。また、福利厚生施設について、回答した 205 社のうち「風呂」が 164 社でもっとも多く、これに「寮」129 社、「娯楽施設」127 社、「食堂」116 社と続いている。従業員の教育は「たまに行なっている」が 66%で、「徹底して行なっている」「行なっていない」がそれぞれ 17%となっている。これらの回答結果から、当時の縫製加工業者は労務管理面では未整備な点が多かったことがわかる。退職金制度や定年制度が整っていないことは、従業員に若年層が多く、さらに彼女らの勤続年数が短いことを反映していると考えられる。また、福利厚生として従業員寮など単身者の受入れを前提とした施設を準備していたことから、研修生・技能実習生を単身で呼び寄せて近隣や自前の寮に住ませ、生活の面倒を見るにあたってのノウハウがこの時期に蓄積されたことがわかる。

---

<sup>4</sup>縫製加工業者へのアンケートは、岐阜縫製加工協同組合加盟業者に対して実施された。回収総数は 318 件で、回収率は 66.2%である。また、従業員アンケートについて回収総数は 333 件で、回収率は 97.9%である。

### 衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

従業員の不足度について、回答企業のうち 92.2%が「感じている」。その理由として「中途退職者があったから」が 38%と最も高い割合を占めており、続いて「受注量が増えたから」が 36%、「工場を拡張したから」が 19%となっている。従業員の頻繁な退職と事業の拡大によって従業員不足が起こっていたことがわかる。

従業員不足の結果として、納入時に遅れたり (50%)、さらには得意先が減ったり (5%) した。また、従業員不足によって「家族の負担が増大した」とする回答が 41%を占めている。従業員数や受注の変動に対応するためのバッファとして、家族従業員の存在が大きかったことがわかる。労務管理を必要としない家族を労働力として活用していたこともまた、労務管理の整備を妨げる要因となっていたと考えられる。

再び従業員アンケートに戻り、女性従業員の意識面について検討する。賃金に対する満足度について「普通」と考える従業員が 64.5%と最も多く、「不満」は 33.2%、「満足」は 2.3%となっている。満足でも不満でもなく「普通」であるとの回答が多いことから様々な解釈が得られるが、その他の従業員の意識を訊ねる質問項目に対する回答結果も併せて検討すると、仕事や職場生活に対する彼女らの意思のなさを見出すことができる。転職に対する希望は「わからない」が 38.3%、就業前の理想と現実との一致は「わからない」が 41.7%、業種別労働組合の必要性は「わからない」が 75.0%で、いずれも質問項目に対する回答のなかでいちばん高い割合となっている。彼らは中学卒業後ツテを頼りに就職したが、数年後には結婚して退職する将来がぼんやりみえている。そういったなかで、仕事や勤務先に対して自らの意思を反映させる余地が少ない状況にあったことが推測される。

しかし、彼女らはただ若いうちの短い期間、ミシンを踏むことで時間や労力をお金へと替える存在だったわけではない。退職後も、家内労働者として縫製加工業の重要な一翼となった (岐阜市 1981)。



### 3. 岐阜アパレル産業における若年労働力の確保

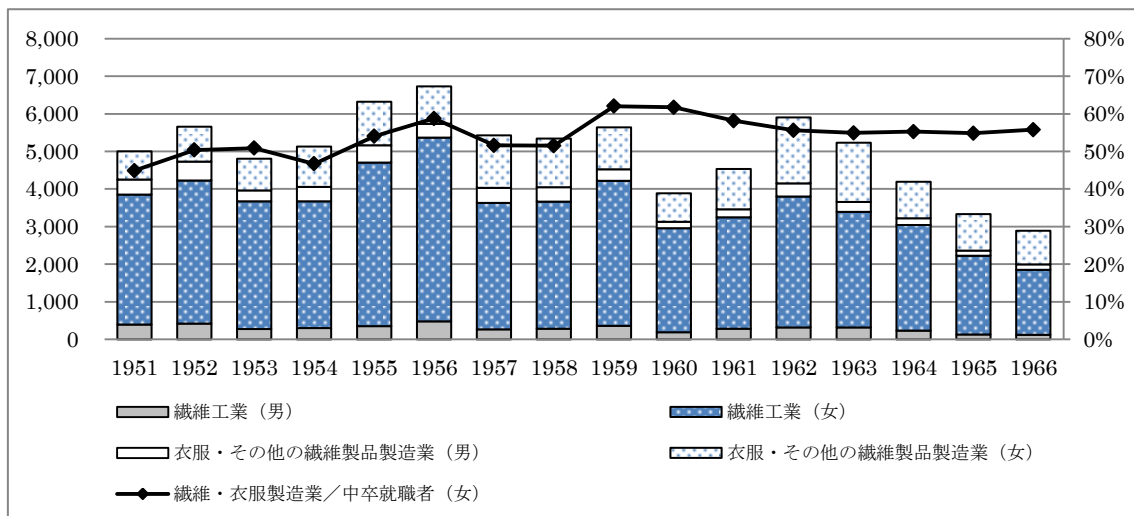
2章4節では、縫製加工業従事者のほとんどが短期的に就業する中卒の女性であり、企業はそのことを前提に労務施策を整備したことを確認した。3章では、おもに岐阜県下の繊維・衣服製造業が若年労働力を確保するためにおこなった、いわゆる集団就職について検討する。1節では、統計データを用いて、岐阜繊維・衣服製造業への若年労働者の参入状況を検討する。岐阜県下のみならず、九州などの地方部から多くの若年労働者が参入した。2節では、縫製加工業や問屋町による若年労働力確保施策を検討する。彼らは同時期に設立された事業者団体を通して、集団就職者への求人など労働者確保策を講じた。3節では、岐阜県に工場を持つ紡績企業による若年労働力確保を、従業員教育制度の整備の面から検討する。

現在の技能実習制度に照らした場合、中小企業団体による他地域からの若年労働力確保がこの時期にみられたことが確認される。また、岐阜県に工場を持つ紡績企業が従業員教育を拡充させたことは、「研修」あるいは技能「実習」といった一種の教育制度として現在の技能実習制度が企図され、現在も維持されていることと重なり合うであろう。

#### (1) 県内中卒者の繊維・衣服製造業への参入と集団就職

2章4節では、岐阜縫製加工業がその規模を拡大して産地を形成した時期において、従業員のほとんどが中卒の若年女性であったことを確認した。本節では、中・高卒労働力と繊維・衣服製造業との関連について、統計データをもとに検討する。図5は、繊維・衣服製造業に参入した岐阜県中卒者の実数と、中卒の女性に占める繊維・衣料製造業就職者の割合の推移を示している。

図5 岐阜県中卒就職者 繊維・衣服製造業への参入状況（1951～1966年）



岐阜県総務統計課資料より筆者作成。出所は『岐阜県統計書』。

年ごとにばらつきはあるものの、1964年までは毎年4,000名以上の県内中卒者が繊維・衣服製造業に就職している。就職者数を繊維工業と衣服・その他の繊維製品製造業に分けて比較した場合、どの年も繊維工業のほうが多い。また、どちらも女性が圧倒的に多い。毎年、中卒就職者のうち繊維工業は約9割、衣服・その他の繊維製品製造業は65～85%が女性である。

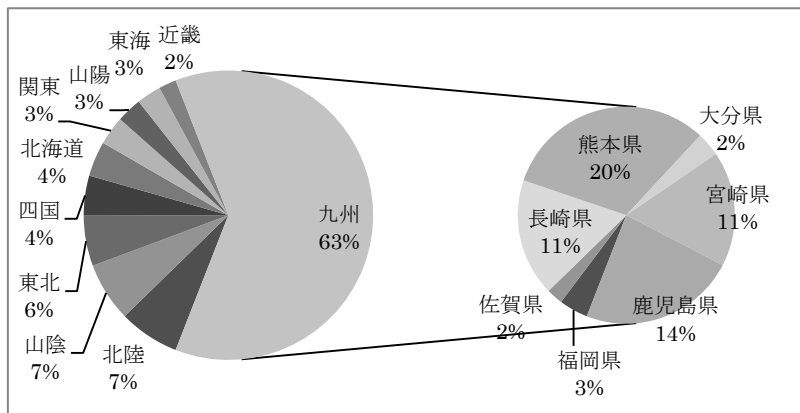
1962年以降、繊維・衣服製造業に就職する県内中卒者数は減少する。しかし、中卒女性就職者総数に占める繊維・衣服製造業への就職者の割合は、1962年以降も55%前後の値を示している。繊維・衣服製造業へ参入する中卒者数が減少するなかでも、中卒女性就職者にとっては繊維・衣服製造業で働くことが現実的な選択肢であったことを示している。

女性を中心とした県内中卒就職者の繊維・衣服製造業への参入状況を確認したが、これには県外へ就職した者も含まれる。彼らのうちどの程度が県内繊維・衣服製造業を支える労働力となったかは別のデータを用意する必要があるが、とにかく中卒女性労働力と繊維・衣服製造業が密接な関係にあったことは確認できる。

次に、県外中・高卒者の岐阜県への参入状況を検討する。県外中・高卒者の受入れ数は1965年で7,126名と、利用できる各年データ(1963～78年)のなかでもっとも多い。同じ年の岐阜県中・高卒者の県外送出し数は4,899名であるから、中・高卒就職者は受入れ数のほうが多かった。

図6は、1965年に岐阜県内に受入れた中・高卒就職者について、送出し地域の割合を示している。目につくのは、九州からの受入れ数の多さであろう。とくに熊本県、鹿児島県、長崎県、宮崎県からの受入れが多く、実数で示すと熊本県から1,398名、鹿児島県から1,028名、長崎県と宮崎県からそれぞれ700名以上受入れている。こうしていわゆる集団就職の形をとって岐阜県に流入した中卒者は、岐阜アパレル産業を支える重要な労働力となった。

図6 地域別 岐阜県への中・高卒者の受入れ状況(1965年)



岐阜県商工労働部職業安定課資料より筆者作成。出所は『岐阜県統計書』。

## (2) 縫製加工業・問屋町における若年労働力の確保

1 節では統計データを用いて県外若年労働力の参入状況を確認した。本節では、同時期の岐阜縫製加工業と問屋町による若年労働力確保の具体的な施策を検討する。縫製加工業界では、1955年設立の笠松縫製同業会を皮切りに、11年間で9つの事業者団体が設立される。縫製加工業者団体は加入企業の従業員に対する共同職業訓練の実施や「縫製フェスティバル」をはじめとする競技・コンクールの開催を中心に活動した（岐阜市 1981）。これらの活動は従業員の技能向上を試みるものであったが、事業者団体を通して新たな労働力を県外から確保する活動も並行して実施される。手元の資料に乏しいため多くを確認できないが、たとえば岐阜縫製加工協同組合は、設立翌年の1959年に九州から約60名の縫製工を集団就職で受入れている（荻久保・根岸編 2003）。

次に、問屋町を中心とした若年労働力確保施策を、岐阜既製服産業連合会（1952年設立）の活動を記した『岐阜既製服産業発展史』（1975）などから検討する。1961年、岐阜既製服産業連合会は沖縄から集団就職を受け入れる。同年3月19日に集団就職第一陣46名が岐阜入りし、うち26名が岐阜問屋町へ就職した。3月29日には第二陣、4月8日には第三陣が到着する。連合会は1962年以降も求人のために九州・沖縄方面に視察団を送り、集団就職者の獲得に努めた（荻久保・根岸編 2003）。こういった集団就職受入れ活動は連合会主催の求人説明会で会員に報告され、受入れ条件などのコンセンサスをとっていった。1963年の求人説明会では、九州から高卒者を受入れることができそうではあるものの給与水準が上がっていることが報告され、連合会もその状況を踏まえたうえで求人をおこなう方針が立てられている。

沖縄や九州から集団就職者を受入れた岐阜アパレル業界であるが、沖縄からの集団就職はほとんど失敗であったと見る向きもある。岐阜へ来た沖縄出身者は「言葉が通じない」、「沖縄の食物がない」、「バカにされた」、「一段低いように見られる」など散々な感想を述べている（久代 2004）。彼らが沖縄出身者であるために、地元を遠く離れた職場生活のなかで多くの不満やストレスを抱えていたことがうかがわれる。

岐阜既製服産業連合会は県外から若年労働力を受入れようとするだけでなく、同時期に県内高卒労働力確保のために県下の高等学校校長や就職指導担当を招いて定期的に懇談会を開き、高校側との接触を図った。懇談会では連合会側から「大企業一辺倒の就職指導を改め、県内産業の育成という立場から、問屋町へ優秀な人材を送ってほしい」（1966年懇談会）といった要望が高校側に対して出された。また、懇談会を開いて話し合うだけでなく県下の高校校長、職業指導主事全員を招いて岐阜繊維問屋町を直接視察してもらったり（1963年）、就職を希望する高校生に岐阜の問屋町を知ってもらうために「岐阜メード・秋の祭典」に県下の高校生50名を招待したり（1967年）と、高校側が直接岐阜アパレルと触れ合う機会も積極的に設けている。

岐阜県繊維製品協会（1964年設立）では発足当時から労働力確保の重要性がとりあげられており、協会関係者は高校を回って就業者確保に努めた。しかし、高卒労働力を確保す

るには多くの苦労があったようである。生徒に対して岐阜アパレル業界への就職をすすめた先生に対して、父兄が「(うちの子に) ステテコでイラッシャイと手をたたかせるのか」と抗議することもあった。せつかく高校までいかせたのだから子どもにはよりいいところに就職してほしいと考える父兄にとって、岐阜駅前問屋町で見た従業員と自分の子どもの将来の姿を重ね合わせるのは難しかったようだ。

1970年頃から岐阜県繊維製品協会は大卒者の採用活動に力を入れ始めるなど、労働力確保の取り組み先も変化していく。また、商業系高卒者の獲得だけでなく、ファッション人材の育成にも力を入れた。同協会主導でファッション系の高校や大学の設立がすすめられ、県立大垣女子高等学校、岐阜三田高等学校、岐阜市立女子短大にファッション科が設置された(久代 2004)。こういった活動から、岐阜アパレル業界が高学歴化の流れに対応しつつ労働力を確保しようとするだけでなく、岐阜アパレルを高付加価値化することによって独自のブランドを確立して産業を活性化するための人材確保にも取り組んでいたことがわかる。

以上を概観すると、縫製加工業を含むアパレル業界団体が、若年労働力確保のために積極的に活動していたことがわかる。後にみるように、岐阜県では中小企業団体を通じて1980年代初頭から中国人研修生を受入れることになる。その施策もまた、県内外の日本人労働力確保の流れの延長線上に位置するといえよう。

### (3) 岐阜県紡績業における若年労働力の確保と従業員教育制度の整備

3節では、県外からの集団就職者の最大の受入れ先であった紡績業による労働力確保施策を検討する。紡績業・織物業を含む繊維工業もまた岐阜県の代表的産業であり、とくに紡績業では大規模の工場が多かった。1970年頃には岐阜県内に従業員1,000人以上の工場が8事業所、500人以上が14事業所あった(岐阜県 1973)。3章1節で一部示したように繊維工業では多くの中卒労働力を受入れていたが、特に他都道府県の中卒者を集団就職者として確保する際の誘い文句のひとつが「岐阜県へ来れば高校を卒業できる」というものであった。そのために、定時制高校や通信教育、各種学校といった働きながら学べる教育制度が、業界からの後押しを受けつつ整備される。岐阜の紡績業と教育の関係をざっと見ると、職場で必要な技能や知識の習得を目的とした教育とは異なる制度の拡充が確認できる。以下、『岐阜県教育史 通史編 現代』(2004)をもとに、定時制高校、通信教育、各種学校と岐阜県紡績業との関係を検討する。

#### 【定時制高校】

定時制高校の授業時間には夜間制と昼間制があったが、多くの若年女性が勤務する紡績工場がある地域には、企業と連携する二部制・三部制の昼間定時制高校が設立される。たとえば1951年に設置された県立海津高等学校(城山村立)城山分校は新内外綿駒野工場の多くの従業員が通学したが、昼間部家庭科と夜間部普通科を設置した三部制の定時制高校であった。同校では、工場に交代制で勤務する従業員に対して午前(9:00-12:10)と午後

(14:30-17:40) の二部授業と、工場の非交代番従業員や地元出身者を対象とする夜間の授業 (18:00-21:10) が設けられた。海津高校城山分校は日本でも先駆的な三部制の定時制高校として、全国的にも注目される存在であった。

海津高等学校分校以外にも、長谷虎紡績が女性従業員に対して積極的に通学を奨励した県立羽島高等学校 (1952 年設立) や岐阜紡績内の仮校舎を間借りして始まった県立羽島高等学校柳津分校 (1954 年設立)、西濃地域の繊維会社 24 社の後押しによって設立された大垣市立大垣第一女子高等学校 (1964 年設立)、川島紡績が主導して設立された岐阜市立華南高等学校 (1967 年設立) といった、県内に工場を持つ紡績会社と密接な関係にある定時制高校が設立される。これらの定時制高校は、すべて昼間二部制・三部制をとっていた。

在籍した生徒の出身地をみてみよう。1964 年から 1970 年までに大垣第一女子高校に在籍した生徒のうち県外出身者は 68% で、なかでも九州・沖縄出身者は全体の 27% と県内出身者 (32%) に劣らぬ割合を占めていた。また、南濃町立南濃高等学校 (海津高等学校から城山分校が独立) に通う新内外綿株式会社の女性従業員のうち、その大部分が会社の寮で生活する地元以外の出身者であった。

#### 【通信教育】

次に、全日制、定時制と並んで高校教育の三本柱のひとつとされた通信教育のうち、岐阜県内の 8 工場と提携を結び、通信教育を実施した向洋台高等学校についてみてみよう。向洋台高校は 1962 年、日本紡績協会が大阪府茨木市に設立した大阪繊維工業高等学校に併置された通信制課程が名称を変更したものである。開校当時、全国 120 の紡績会社から 5,200 名の女性従業員が工場単位で入学した。授業は各工場の施設で毎日 2~3 時間行われ、茨木市にある本校職員は全国の工場を指導に回り、普段の授業は委嘱された地元教員が行なった。

表 4 は向洋台高校が岐阜県内で提携した定時制高校を示している。1964 年に 5 学園が、そして 1973 年までにあわせて 8 学園が開園されている。

表 4 大阪向洋台高等学校の岐阜県内提携校

学園名	所在地	学科名	開園年度	閉園年度	入学生徒数(a)	卒業生徒数(b)	(b)/(a)
オーミケンシ大垣学園	大垣市	普通	S39 年度	H3 年度	1958	1076	55.0%
オーミケンシ中津川学園	中津川市	普通	S43 年度	H5 年度	711	464	65.3%
都築紡績糸貫学園	本巣郡	普通	S39 年度	S60 年度	427	256	60.0%
名古屋紡績穂積学園	本巣郡	普通	S39 年度	S59 年度	454	290	63.9%
ユニチカ岐阜学園	岐阜市	普通	S41 年度	S49 年度	332	210	63.3%
ユニチカ垂井学園	不破郡	普通	S41 年度	S52 年度	443	249	56.2%
都築紡績鶴沼学園	各務原市	普通	S39 年度	S44 年度	18	9	50.0%
長谷虎紡績学園	羽島市	普通	S39 年度	S44 年度	111	53	47.7%

『岐阜県教育史 通史編 現代 3』 p.355 より筆者作成。

通信制課程である向洋台高校の事例で確認できることは、従業員に対して高等教育を施すことが日本の紡績業界全体の取り組みとなっていたことである。もっとも短くて6年という短期間で閉園した学園もあり、また、入学したものの卒業しなかった生徒が多数存在した。通信教育自体は実効性が疑われるものであったかもしれない。教育の効果は詳細に検討する必要があるが、業界側が若年従業員に対する教育制度を整備し、そしてそのことが中卒労働者に対して「紡績業で働けば、高校を卒業できる」といったアピールにはなりえたであろう。

#### 【各種学校】

次に、各種学校と紡績業の関係をみていこう。1968年5月時点で149の各種学校が岐阜県内にあった。課程の内訳は和洋裁がもっとも多くて88課程であり、その他自動車15、珠算・簿記11、家庭10、看護8、一般教養5、理容・美容3、タイプライター2などとなっている。

表5は、1968年までに設置され、同年度版『岐阜県の教育』に記載された各種学校のうち企業内に設置された学校と企業名を示したものである。岐阜市に5校、大垣市に8校、岐阜県のその他の地域に12校の企業内設置各種学校（すべて私立）があったが、すべて紡績業を中心とした繊維関連企業内に設置されている。紡績企業が従業員教育に力を入れていたことが、ここからも確認できる。

企業内に設置された各種学校の学科は、すべて家庭課程である。企業内設置学校への通学は高校卒業資格取得要件となるため、本科3年が多かった。また、企業内設置学校では、授業料は無料ないしほぼ無料に近かった。

どのような教育が施されていたのかをみるため、東亜紡織思誠高等実務学校の事例をみてみよう。同校は、その目的を「東亜紡織株式会社大垣工場従業員の自律的人格の完成をめざし、時代に即応する社会人としての円満なる常識を涵養し、情操を陶冶し、健全明朗な勤労者を育成すると共に、将来の家庭人として直接必要な知識技能を養成すること」としている。通学する従業員を「勤労者」としてだけでなく、「将来の家庭人」として育成することを明記している。女性従業員を長期的な労働力としてではなく、将来的には彼女らが結婚・退職することも見越したうえでの教育を施していたことがわかる。授業には「家庭科」（洋裁、和裁、割烹、生活研究、茶道、花道）「教養科」（国語、社会、音楽）「体育科」「特別教育活動」「実習」があったが、週25時間のうち10時間は「実習」であった。

表 5 1968 年までに認可された各種学校のうち、企業内設置学校

所在地	学校名	企業名	学校名	企業名
岐阜市	岐阜高等学院	ニチボウ	岐阜高等女学院	東洋紡績
	三菱レイヨン岐阜高等家政学校	三菱レイヨン	川島高等家政学校	川島紡績
	川島第二高等家政学校	川島紡績		
大垣市	東亜紡織思誠高等実務学校	東亜紡織	帝国繊維大垣高等学院	帝国繊維
	大垣紡績美和高等実科女学校	大垣紡績	鐘苑文化女学院	鐘ヶ淵紡績
	東邦レーヨン大垣高等実務学校	東邦レーヨン	美城文化女学院	東亜紡績
	和興高等女子学院	和興紡績	近江絹糸淑徳学園	近江絹糸
その他	片倉関学園	片倉工業	片倉瑞浪学園	片倉工業
	羽島日興高等家政学校	日興毛織	郡是美濃女学院	郡是製糸
	日本毛織岐阜高等学園	日本毛織	大洋実科女学院	太陽紡績
	伊富岐高等学院	ニチボー	関ヶ原高等学院	ニチボー
	東邦レーヨン揖斐川高等実務学校	東邦レーヨン	豊島高等実務学校	豊島紡績
	三興紡績穂積高等学院	三興紡績	坂祝高等女学院	東洋紡績

『岐阜県教育史 通史編 現代 3』p.597-601 より筆者作成。公立の各種学校は 6 校で、私立は岐阜市に 38 校、大垣市に 35 校、岐阜県内のその他の地域に 76 校となっている。

#### 【日本毛織の事例】

最後に、1896 年に設立され、羊毛素材製造企業として現在も岐阜県各務原市に工場を持つ日本毛織の若年労働力確保と教育施策を、『日本毛織社史』（1997）から検討する。日本毛織が従業員教育制度を設けたのは、1926 年の青年訓練所の設置までさかのぼる。1926 年 4 月に青年訓練所令が公布され、若年労働者が特定の政治思想に染まり職場秩序を混乱に陥れることを防ぐことを目的に、一定規模の工場を対象に青年訓練所を設置することが定められた。これを受けて岐阜工場は同年 7 月 28 日に、加古川・印南工場は 8 月 24 日に、姫路工場は 8 月 28 日に設立が許可される。

1929 年には岐阜工場に日本毛織岐阜女学校を設置した。これは、就業時間の短縮と深夜業の廃止によって時間的余裕ができる従業員の余暇の過ごし方への方策として講じられたものである。同社が岐阜工場を選んだ理由は、もともと岐阜工場が従業員教育に熱心で、女性従業員のほとんど全員が寄宿舎に入っていたからであった。日本毛織岐阜女学校は、実業学校令で認められた工場併設女学校として羊毛工業界の第 1 号校となった。その後 1935 年 10 月に日本毛織岐阜女学校は普通女学校の資格を取得し、働きながら通学することで普通女学校と同等の資格を得られる日本で唯一の併設女学校となった。

戦後、日本毛織は中・高卒の若年労働力を確保するため、1963 年から九州・北陸・東北などに順次労務出張所を開設する（表 6）。日本毛織が九州・東北地方で若年労働力を確保するために採用体制を整えていった様子が見て取れるが、採用競争は年々激しさを増し、現地駐在員の行き過ぎた行為が問題になるほどであった。

表 6 日本毛織労務出張所の開設状況

名称	開設期間	所在地	担当地域など
九州労務出張所	S38.9 - 56.4	熊本市	九州全域
羽越労務出張所	S39.2 - 53.7	長岡市	新潟県+山形・長野両県の一部
中部労務出張所	S39.2 - 45.3	美濃加茂市	岐阜県全域（閉鎖後は岐阜工場直轄）
東北労務出張所	S40.1 - 47.3	青森市	青森県・秋田県・北海道全域（閉鎖後は両郷寺工場直轄）
北海道出張所	S42.4 - 53.7	札幌市	北海道全域（東北労務出張所から分離独立）
四国労務出張所	S42.12-46.2	高知市	高知県・愛媛県全域
東北出張所	S50.3 - 55.2		（再開設）
加印労務事務所	S50.6 - 51.11	加古川市	加古川・印南工場直轄地盤の採用業務を一元化。

『日本毛織百年史』 p.536 より筆者作成。

従業員教育制度であるが、日本毛織では、1955年頃から工場ごとに社内高等学園を設置する。また、1965年頃からは定時制や通信教育、定通併修制で4年間学んで高等学校卒業資格を取得する制度が採用され、日本毛織は奨学金貸与制度を設置してこれを支援した。さらに、1968年には高卒従業員が短大卒業資格を取得できるように短期大学との通学提携制度をはじめた。岐阜工場は聖徳学園女子短期大学（家庭科・保育科）、岐阜済美学院短期大学（幼児教育科）と通学提携を結んでいる。日本毛織もまた九州・東北地域を中心に若年労働力を確保し、彼女らが働きながら学歴を高めていくための従業員教育制度を充実させることを、労働力確保のためのひとつの誘因としていたことがわかる。

以上を概観すると、岐阜県に工場を持つ多くの紡績企業が、従業員教育制度を整備したことがわかる。これは、おもに女性従業員に対して学歴向上のための機会を提供し、そのことで若年労働力を確保しようとする試みであった。その教育内容は、従業員の技能向上よりも彼女らが将来結婚して退職した後の素質の向上ないしキャリア形成を見越したものであった。現在の技能実習制度に照らしてみた場合、他地域出身の若年労働力をたんに労働力としてみなすだけでなく、彼らに対する教育機会の提供も含んだうえで受入っていた点に共通点を見出すことができる。



#### 4. 縫製加工業における中高年労働力の活用——家内労働者の実態を中心に

3章では岐阜アパレル産業における若年労働力の活用について確認した。4章では、家内労働者の実態に焦点を当てて、繊維・衣服製造業における中高年労働力の活用実態を検討する。

家内労働者に限らず、中高年者を労働力として活用することは、行政側の重要な課題でもあった。たとえば、農村部に工場を進出して農業従事者を労働力として活用することを目的とした<sup>5</sup>調査の結果として、1973年に岐阜県商工労働部が発表した『潜在労働力開発調査結果 或る農山村——私達は働きたい』がある。調査は岐阜県大野郡清見村および郡上郡明方村に居住する全世帯主とその家族（15歳以上65歳未満）のうち就業を希望する者を対象に実施されたが、回答のあった1,843名のうち40.5%にあたる746名（うち男349名、女397名）が就業を希望していた。そして、就業希望者のうち、女性の50.9%は縫製加工業に従事することを希望していた（表7）。

表7 男女別 岐阜県農村部在住者のうち、就業希望者が就きたい職種

	合計	事務員	ミシン縫製工	荷造包装工	木工	機械工	単純労働	その他
男	349	17	3	50	75	74	66	64
構成比	100.0%	4.9%	0.9%	14.3%	21.5%	21.2%	18.9%	18.3%
女	397	23	202	43	21	5	49	54
構成比	100.0%	5.8%	50.9%	10.8%	5.3%	1.3%	12.3%	13.6%
計	746	40	205	93	96	79	115	118
構成比	100.0%	5.4%	27.5%	12.5%	12.9%	10.6%	15.4%	15.8%

『潜在労働力開発調査結果 或る農山村——私達は働きたい』（岐阜県商工労働部 1973）p.4, 11より筆者作成。

若年者だけでなく、中高年の女性にとっても縫製加工業への従事が一般的であったことと、彼女らも当該産業に従事することを望んでいたことがわかる。本章では以上のことを念頭に置きつつ、家内労働者について検討を進める。

家内労働者は1970年に制定された家内労働法により、「物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用し

<sup>5</sup>同調査報告書のはしがきは、以下の文章で始まる。「今後労働力人口は若年労働力の絶対的減少を背景に増勢が鈍化することが予想されますが、この中で家庭婦人等を中心とする遊休労働力の活用化が進むものとみられます。また、山村における農業従事者の希望及び能力に応じて就業機会の増大をはかることも必要となってまいります。」（岐阜県商工労働部 1973: 1）

ないことを常態とするもの」として定義される<sup>6</sup>。1 節では家内労働者について、厚生労働省が毎年発行する『家内労働のしおり』などの各資料から、その全体像を検討する。家内労働者は女性が中心であり、縫製加工業を中心とした繊維・衣服製造業に多く従事していた。また、家内労働者総数は 1970 年代前半から一貫して減少するが、地方部を中心として 1990 年前後までその数は増加する。2 節では、家内労働者の工賃実態を検討する。労働法が適用されない家内労働者の工賃は、都道府県別・産業別に定められる最低工賃によって保護される。そして家内労働者が受け取る工賃の時間当たり平均額は、最低賃金を下回る。このことから、繊維・衣服製造業は従来から最低賃金以下の労働力を活用しており、そのことが研修・技能実習制度下での労働問題へと接続されることが示唆されるであろう。

### (1) 家内労働者の実態

はじめに、家内労働者の実態について、大まかにその全体像を把握する。家内労働法が制定される以前の家内労働者数は 1958 年に約 70 万人、1962 年に約 85 万人、1969 年に約 143 万人となっており、着実に増加している。家内労働者数は 1973 年に 1844,400 名でピークを迎え、その後一貫して減少する。2012 年の家内労働者総数は 128,709 名である。

また、1970 年の調査開始以来、女性は常に 9 割以上を占めている。2012 年の家内労働者のうち女性が 112,231 名で、全体の 90.2%を占める。家内労働者はさらに、家内労働をその世帯の本業とする世帯主である「専業」的家内労働者と、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助等のために家内労働に従事する「内職」的家内労働者、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に家内労働に従事する「副業」的家内労働者の 3 つに分類されるが、そのうち内職的家内労働者がつねに 9 割前後を占めている (2012 年は 94.9%)。

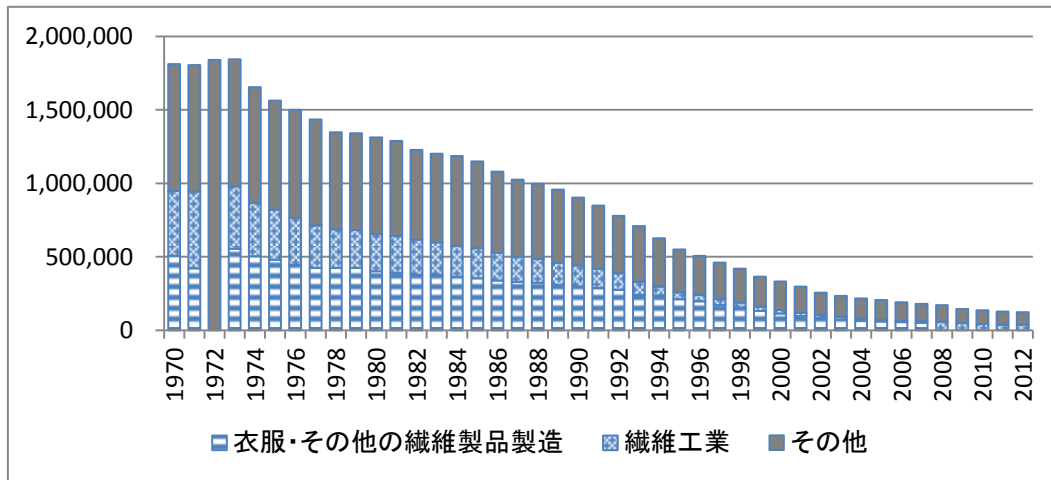
家内労働者の年齢であるが、1970 年代と比較して、現在は高齢化が進んでいる。1973 年は 30~40 歳未満が 39.6%を占めており、10 年間隔でとった年齢階層別でもっとも多かった。しかし 2012 年には 60~70 歳未満が 31.8%でもっとも多く、70 歳以上も 18%を占めるまでになっている。

家内労働者のうち繊維・衣服製造業に従事する者は、1992 年まで全体の約半数を占めて推移している。その後繊維工業の占める割合が徐々に小さくなる。産業分類の変更によって繊維工業と衣服・その他の繊維製品製造業が「繊維工業」に統合される直前である 2007 年の割合をみると、繊維工業は 6.1%、衣服・その他の繊維製品製造業は 28.4%であった。2012 年の「繊維工業」は 38,265 名で全体の 30.8%を占める<sup>7</sup> (図 7)。

<sup>6</sup> 統計上、「家内労働従事者」には家内労働者以外に「家内労働者の同居の親族であって、当該家内労働者の従事する業務を補助する者」と定義される「補助者」が含まれる。本稿では、家内労働者の実態をとりあげたい。

<sup>7</sup> 繊維工業における主な家内労働業務として、『家内労働のしおり』(2012 年)には絹糸等による服地の織上げ、ニット編立、綿・スフ織物の織布、漁網縫製、洋服・和服縫製、タオルヘム加工、刺繍が挙げられている。

図 7 繊維工業と衣服・その他の繊維製品製造業 家内労働者数の推移



『家内労働のしおり』各年版より筆者作成。

1972年については業種別人数のデータが揃わなかったため、家内労働者の総数のみ示している。

次に、都道府県別の家内労働者数を検討する。表 8 は、岐阜県と家内労働者数が多い 5 都道府県、5 年前と比較した家内労働者数増加率の高い 5 都道府県の推移を示している。

家内労働者数が多い都道府県をみると、1973 年から 1993 年まで東京都、大阪府、愛知県、神奈川県が上位 4 都道府県を占めている。しかしその間に、東京都では全国の減少率を大幅に上回る勢いでその数が減少している。一方で 5 年前と比較して家内労働者数の増加率が高い都道府県をみると、1990 年代に入るまで家内労働者数が増加している都道府県も多数確認できる。特に 1980 年代は、東北・九州地域でその増加が目立っている。3 章で確認したように、1960 年代を中心に岐阜アパレル産業は九州地域から多数の若年労働力を確保した。また、5 章で検討するように、1980 年代に岐阜縫製加工業者は東北など地方部に工場を設立して、労働力確保を試みている。家内労働者数が東京都など都市部で減少し、一方で地方部では増加していることもまた、繊維・衣服製造業など家内労働者を活用する産業が地方部で労働力を確保しようとする動向の一側面であると考えられる。

岐阜県について、1973 年から 2008 年まで、岐阜県は家内労働者数上位 10 都道府県内に数えられており、比較的家内労働者が多く存在する。1978 年から 83 年にかけて岐阜県では家内労働者数が増加し、さらに 83 年から 88 年にかけて、岐阜県の家内労働者数は全国の減少率と比較して低い減少率となっている。以上のことから、岐阜県の家内労働者数の特徴として、1970 年代初頭から全国的な趨勢と同じく家内労働者数は減少するが、1980 年代を通して比較的安定的に家内労働者が存在したといえる。

表 8 都道府県別 家内労働者数の推移

	1973				1978				1983			
	都道府県名	家内労働者数	構成比	増加率	都道府県名	家内労働者数	構成比	増加率	都道府県名	家内労働者数	構成比	増加率
家内労働者数 上位5都道府県	全 国	1,844,400	100.0%	—	全 国	1,348,400	100.0%	-28.9	全 国	1,201,700	100.0%	-10.9
	1 東 京 都	301,700	16.4%	—	1 東 京 都	180,200	13.4%	-40.3	1 東 京 都	143,700	12.0%	-20.3
	2 大 阪 府	189,700	10.3%	—	2 大 阪 府	149,900	11.1%	-21.0	2 大 阪 府	135,400	11.3%	-9.7
	3 愛 知 県	150,300	8.1%	—	3 神 奈 川 県	112,300	8.3%	-1.4	3 神 奈 川 県	100,100	8.3%	-10.9
	4 神 奈 川 県	110,800	6.0%	—	4 愛 知 県	84,900	6.3%	-43.5	4 愛 知 県	64,000	5.3%	-24.6
	5 兵 庫 県	101,300	5.5%	—	5 栃 木 県	47,700	3.5%	-15.3	5 岐 阜 県	49,200	4.1%	5.8
岐 阜 県	7 岐 阜 県	64,600	3.5%	—	7 岐 阜 県	46,500	3.4%	-28.0	—	—	—	—
増加率 上位5都道府県	—	—	—	—	19 静 岡 県	23,500	1.7%	55.6	33 秋 田 県	10,100	0.8%	124.4
	—	—	—	—	42 岩 手 県	5,900	0.4%	34.1	31 宮 城 県	10,600	0.9%	89.3
	—	—	—	—	47 沖 縄 県	1,700	0.1%	30.8	23 山 形 県	17,700	1.5%	75.2
	—	—	—	—	44 高 知 県	5,000	0.4%	25.0	44 宮 崎 県	4,800	0.4%	45.5
	—	—	—	—	35 長 崎 県	8,500	0.6%	21.4	37 岩 手 県	8,200	0.7%	39.0
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家内労働者数 上位5都道府県	全 国	997,700	100.0%	-17.0	全 国	710,200	100.0%	-28.8	全 国	419,014	100.0%	-41.0
	1 東 京 都	102,700	10.3%	-28.5	1 大 阪 府	58,300	8.2%	-40.6	1 大 阪 府	38,750	9.2%	-33.5
	2 大 阪 府	98,200	9.8%	-27.5	2 東 京 都	56,600	8.0%	-44.9	2 東 京 都	31,220	7.5%	-44.8
	3 神 奈 川 県	86,700	8.7%	-13.4	3 神 奈 川 県	49,600	7.0%	-42.8	3 愛 知 県	22,978	5.5%	-41.2
	4 愛 知 県	53,700	5.4%	-16.1	4 愛 知 県	39,100	5.5%	-27.2	4 岐 阜 県	20,131	4.8%	-43.1
	5 岐 阜 県	46,800	4.7%	-4.9	5 岐 阜 県	35,400	5.0%	-24.4	5 神 奈 川 県	16,540	3.9%	-66.7
岐 阜 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
増加率 上位5都道府県	26 青 森 県	13,200	1.3%	63.0	28 石 川 県	9,900	1.4%	45.6	29 鳥 取 県	5,796	1.4%	-5.0
	41 宮 崎 県	7,300	0.7%	52.1	23 奈 良 県	10,700	1.5%	5.9	22 鳥 根 県	7,201	1.7%	-10.0
	27 秋 田 県	13,000	1.3%	28.7	38 宮 崎 県	7,700	1.1%	5.5	24 岩 手 県	6,851	1.6%	-11.0
	28 宮 城 県	12,800	1.3%	20.8	14 岡 山 県	16,100	2.3%	0.6	45 大 分 県	3,002	0.7%	-14.2
	45 高 知 県	4,700	0.5%	20.5	9 静 岡 県	20,300	2.9%	-0.5	14 福 岡 県	9,934	2.4%	-20.5
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家内労働者数 上位5都道府県	全 国	234,717	100.0%	-44.0	合 計	171,705	100.0%	-26.8	全 国	124,433	100.0%	-27.5
	1 大 阪 府	19,780	8.4%	-49.0	1 静 岡 県	11,933	6.9%	19.4	1 愛 知 県	9,951	7.7%	-11.4
	2 東 京 都	19,300	8.2%	-38.2	2 東 京 都	11,263	6.6%	-41.6	2 静 岡 県	9,058	7.0%	-24.1
	3 愛 知 県	14,231	6.1%	-38.1	3 愛 知 県	11,237	6.5%	-21.0	3 東 京 都	6,190	4.8%	-45.0
	4 静 岡 県	9,994	4.3%	-20.7	4 大 阪 府	10,393	6.1%	-47.5	4 埼 玉 県	4,646	3.6%	-18.0
	5 三 重 県	8,449	3.6%	-36.3	5 長 野 県	6,324	3.7%	-6.5	5 岡 山 県	4,577	3.6%	-27.4
岐 阜 県	8 岐 阜 県	7,819	3.3%	-61.2	10 岐 阜 県	4,557	2.7%	-41.7	11 岐 阜 県	3,679	2.9%	-19.3
増加率 上位5都道府県	47 沖 縄 県	473	0.2%	11.6	1 静 岡 県	11,933	6.9%	19.4	17 愛 媛 県	2,795	2.2%	15.4
	14 広 島 県	5,342	2.3%	-16.2	47 沖 縄 県	527	0.3%	11.4	10 奈 良 県	3,690	3.0%	13.3
	9 兵 庫 県	7,491	3.2%	-18.4	12 新 潟 県	4,405	2.6%	2.9	15 石 川 県	2,957	2.4%	11.4
	4 静 岡 県	9,994	4.3%	-20.7	25 石 川 県	2,654	1.5%	-3.5	20 茨 城 県	2,647	2.1%	5.0
	23 熊 本 県	3,937	1.7%	-22.3	43 高 知 県	1,106	0.6%	-5.4	22 福 井 県	2,434	2.0%	-3.1
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

『家内労働のしおり』該当年版より筆者作成。増加率は、5年前（2012年の場合は2008年）からの増加率を示す。また、都道府県名の左欄の数は、家内労働者数の都道府県別順位を示す。

## (2) 家内労働者と工賃

2節では、家内労働者が受け取る工賃の実態を検討する。前述の農村調査の結果と同様、家計の補助となるよう現金収入を得たいと考える主婦にとって、家内労働者として働くことは現実的に選択しうる数少ない就業機会であった。とはいえ、縫製加工業における家内労働者が担う作業は多岐にわたっており、その工賃は一様ではない。労働省婦人少年局による調査結果（1966）では、衣服製造業で家内労働者が従事する職種は33に分類されているが、職種別1時間当たり工賃は「スポーツ服縫製」が102円でもっとも高く、もっとも低い「スカートまとめ」、「スカート縫製」、「ブラウス刺繍」の33円と比較して3.1倍となっている。職種別に時間当たり工賃を見た場合、総じて縫製関連の職種は1時間当たり工賃が高く、まとめや刺繍といった職種は低い。また、職種別工賃月収額は「スポーツ服縫製」が20,600円でもっとも多く、もっとも低い「スカートまとめ」の3,400円と比較して6.1倍となっている。同じ衣服製造業における家内労働であっても、従事する職種によって

### 衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

1 時間当たり工賃や収入に大きな差がある。このことを積極的に捉えるのであれば、低い工賃の職種に従事する者はより工賃の高い職種に移動する機会があり、あるいはより高い現金収入を得ることができる職種へ移動することを希望する余地があったといえよう。

さらに衣服製造業における家内労働者の経験年数別 1 時間当たり工賃をみると、経験年数を重ねることでその額は大幅に上昇する。経験期間が 3 カ月未満の者の 1 時間当たり工賃額は 33 円であるのに対して、1 年～3 年未満の者は 45 円、3 年～5 年未満の者は 58 円、5 年以上の者は 69 円で、5 年以上の者は 3 か月未満の者よりも 2 倍以上高くなっている。このことから、経験年数を重ねて技能が身に付くにしたがって、あるいは作業効率が高まるにしたがって時間当たり工賃を増加させることができ、さらにそのことから得られる満足感も家内労働者は持つことができたことが推測される。

しかし、業務を委託する側に立てば、家内労働者は受注にあわせて調整が容易で、人件費を安く済ませることができる労働力であった。衣服製造業は複雑に分業化されており、家内労働者もまた、その分業構造の一部に組み込まれている。そして、地方部のほうが人件費が安い<sup>8</sup>ため、より安価な労働力を求めて、家内労働者の利用もまた、全国的な広がりを持っていた<sup>9</sup>。

家内労働者は、雇用者を保護する労働法の適用範囲外にあり、彼女らが受け取る報酬も、最低賃金ではなく最低工賃の設定によって保護されている<sup>10</sup>。たとえば現在、岐阜県には給水せん製造業、男子既製洋服製造業、婦人服製造業、陶磁器上絵付業の 4 つの業種についてそれぞれ最低工賃が定められている。婦人服製造業で設定されている最低工賃をみると、まずその業務は「縫製」と「まとめ」に大別される。さらに、「縫製」の品目をみると、「ワンピース」、「上衣（ブラウスを除く）」、「スカート（タイトスカートを除く）」に分類される。「ワンピース」の工程および規格は「丸縫い（長そでで、かつ、裏地つきのもの）」、「そで縫い（1 枚そでで、かつ、長そでのもの）」、「身ごろ表縫い」、「身ごろ裏縫い（身返しの無しのもの）」の 4 つに分類され、それぞれ 1 枚（分）につき順に 730 円、88 円、115 円、85 円と最低工賃が設定されている。このようにして、岐阜県の婦人服製造業最低工賃は、23 工程（規格）に対してそれぞれ設定されている（表 9）。家内労働者が受け取ることがで

<sup>8</sup> 労働力婦人少年局（1966）がまとめた調査結果によると、地域別時間当たり賃金を比べた場合、京浜地域が 84 円、京阪神地域が 79 円で全国的に高くなっている。対して九州地域は 38 円、四国地域が 41 円、北海道・東北地域が 44 円となっており、もっとも高い地域である京浜地域の概ね半分かそれ以下となっている。

<sup>9</sup> 労働省婦人少年局（1958）がまとめた事例調査結果によれば、東京都内にある手袋製造を手掛けるメリヤス製品製造業者（従業員約 100 名）は、織りや仕上げ工程で下請け工場を持つ。たとえば織り工程について、千葉県や静岡県、長野県などに約 30 の下請工場を持っていた。さらに全工程を通じてかがりやかえし、刺繍作業に従事する家内労働者は、仲介人を通じて親工場に付属する者が約 3,000 名、下請工場に付属する者が 1,000 名存在した。家内労働者は地域に分散しており、その理由として地方のほうが低工賃で済むことと、「家内労働者がはなれて孤立していればお互いに労働条件について話し合う機会もなく、高い労働条件の方へ移動することも少ないから」（労働省婦人少年局 1958: 20）であると、ある製造業者が述べていたという。

<sup>10</sup> 業種別最低工賃決定状況（2012 年 7 月 1 日現在）によると、全国で決定されている最低工賃は全部で 123 件であり、そのうち繊維・衣服製造業分野では 76 件（繊維工業のうち「織物」9 件、衣服・その他の繊維製品製造業のうち「ニット製造」6 件、「既製洋服など」43 件、「和服・その他」18 件）となっている。

### 衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

きる報酬には、おもに時間当たりの最低基準を設定することによって保護される雇用者の賃金とは別の論理が適用されることが確認できよう。

図 8 は家内労働者の 1 時間当たり工賃額の平均と雇用者の 1 時間当たり賃金、地域別最低賃金の加重平均時間額を示したものである。注目すべきは、家内労働者の 1 時間当たり工賃は、雇用者を保護するために適用される最低賃金よりも常に低い値となっていることである。現在、研修・技能実習制度下で働く外国人を「時給 300 円の労働者」として取り上げた外国人研修生権利ネットワーク編（2006, 2009）に象徴されるように、彼らが労働者としての権利を蹂躪された存在であることが指摘される。そういった問題を解決しようとする取り組みを今後も重ねていく必要があることは論を待たない。しかし、そういった問題が発生する要因は、現行の技能実習制度の歪みや彼らが外国人であることだけではない。研修・技能実習制度が開始される前から、家内労働者と呼ばれる最低賃金以下で働く労働力を内部に包摂しつつ繊維・衣服製造業が成立していたこともまた、その要因として認識されるべきであろう。

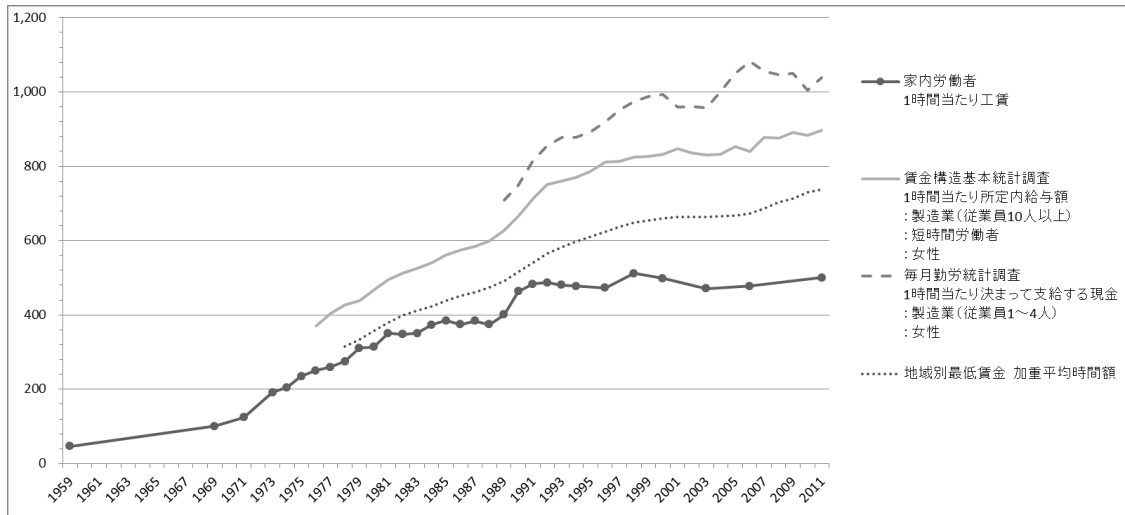
表 9 岐阜県婦人服製造業 最低工賃設定一覧

業務	品 目	工 程	規 格	金 額
縫製	ワンピース	丸縫い	長そでで、かつ、裏地つきのもの	1枚につき 730円
		そで縫い	1枚そでで、かつ、長そでのもの	1枚分につき 88円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
	上衣(ブラウスを除く)	身ごろ裏縫い	身返しの無しのもの	1枚分につき 85円
		そで作	長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの	1枚分につき 101円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
スカート(タイトスカートを除く)	身ごろ裏縫い		1枚分につき 105円	
	丸縫い		1枚につき 350円	
まとめ	ワンピース		飾りボタン付け	1個につき 5円
			かぎホック付け	1組につき 10円
			スナップ付け	1組につき 10円
			糸ループ付け	1か所につき 7円
	上 衣 (ブラウスを除く)		そで裏まつり	1枚につき 60円
			身返し千鳥掛け	1枚につき 11円
			飾りボタン付け	1個につき 5円
			カボタン付け 根巻きボタン付け	1個につき 10円
			根巻きボタン付け (カボタン付きのものを除く。)	1個につき 8円
	ス カ ー ト		飾りボタン付け	1個につき 5円
			カボタン付け根巻きボタン付け	1個につき 8円
			根巻きボタン付け (カボタン付きのものを除く。)	1個につき 7円
			かぎホック付け	1組につき 10円
			スナップ付け	1組につき 10円
			糸ループ付け	1か所につき 6円

厚生労働省岐阜労働局 HP より筆者作成。岐阜県婦人服製造業の最低工賃効力発生の日は、1995年3月31日である。

[http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/roudou\\_kijyun/chingin/koutinitiran.html](http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin/koutinitiran.html) (2013年1月31日取得)

図 8 家内労働者および雇用者の1時間あたり賃金と最低賃金の推移



## 5. 縫製加工業者の県外・海外進出

5章では、1980年代を中心とした岐阜縫製加工業者による県外・海外進出と労働力確保施策を検討する。3章では岐阜県内への若年労働力受入れ実態を確認したが、労働力確保のために県外・海外へ工場を設立する企業もみられた。1節では、岐阜縫製加工業者による東北や九州など県外での工場設立の状況を検討する。2節では海外への進出を検討する。県外・海外への進出はすでに70年代から始まっていたが、どちらも本格的に始まるのは1980年代である。特に岐阜縫製加工業者の中国進出は、全国に先駆けたものであった。

3節では、県外・海外進出が本格化した時期である岐阜縫製加工業従業員の実態を、1984年に実施された調査結果から検討する。1967年調査と比較して全体的に従業員が高齢化しているが、従業員規模が小さい企業ほど従業員が高齢化しており、にもかかわらず労働力確保に対して積極的ではなかった。

### (1) 「脱岐阜」現象と県外進出

1970年代に入って岐阜縫製加工業界は全国的に注目を集め始め、東京や大阪からの受注が増加する。岐阜県内ではこの受注に対応するために、零細事業者が集まって協業組合を設立する動きが見られた。そして同時期にいくつかの上位規模企業は県外に工場を設立し始める。進出の理由は第一に労働力を確保するためで、製造業が発展していないために雇用機会が少ない過疎地が進出先として選ばれた。たとえばある岐阜縫製加工業者は1970年に長崎県北松浦郡で120名規模の工場を建設し、また別の業者は1971年に宮崎県都城市で150名規模の工場を建設している。前者の事例の背景には、鉱山閉鎖で人口流出に悩む町の誘致政策があった。また、後者の事例企業は、宮崎県工場誘致条例の適用を受けている。そして縫製加工業者の県外進出は九州に限らず、北陸や北海道地域にもみられた（岐阜市 1981, 東海繊維経済新聞社編 1971）。

1979年前後から、岐阜縫製加工業者による県外進出が本格化する（吉田良生編 1995）。岐阜県縫製加工業者の県外進出の事例は、1980年代を中心に新聞記事から多数確認できる。それらの県外進出の様子を概観すると、岐阜縫製加工業者は東北地方に進出して子会社を設立し、小・中学校の跡地など公有地に工場を建てるケースが多い。進出にあたっては進出先の自治体の誘致があり、進出後数年間は無償で土地を使用できるなど、優遇措置を受けての進出だった。あくまで進出決定を報じる記事であるため実際の進出状況は別に検討する必要があるが、進出先に設立する工場の従業員規模は100人程度と縫製工場としては大規模であり、大量の労働力を確保できることを期待しての進出だったようである。

小・中学校の跡地を利用した工場設立事例が多いことから、進出先はすでに若年層が少ない地域であったと考えられる。このことから、地元行政が地域住民の雇用機会を確保したいと考えている地域へ進出することによって大量の労働力を確保できるメリットはあったが、見込まれる労働力は中高年層であったことが推測される。



## (2) 海外での労働力確保

岐阜縫製加工業者が県外進出を始めるのと同時期に、海外への進出も始まる。1971年にはある企業が東京の卸問屋、韓国ソウルの縫製工場と共同出資で縫製企業をソウルに設立している（岐阜市 1981）。

1980年代半ばから、縫製加工業者の中国への進出が始まる。中国での工場設立は全国的な流れであったが、その先陣を切ったのが名岐（名古屋・岐阜）地区の縫製加工業者であり、その第一号が岐阜県関市にあるサンティ衣料であった。サンティ衣料の海外進出はこのときが初めてではない。サンティ衣料は1970年に韓国で3工場を建設し、約1,000名の従業員を雇用していた。しかし1973年のオイルショックを機に撤退し、いったん国内での工場設立へと方針転換した。しかし1985年、サンティ衣料は中国湖北省黄石市に日中合弁企業を設立し、これを成功させて次々と中国国内に合弁企業を設立していく。そしてこの成功を見た関市の縫製加工業者が続いて進出し、さらに中小規模の縫製加工業者を中心として中国進出が活発化していった（今井理之など編著 1997）。

国内で労働力を確保することがますます難しくなっていた時期にあつて、中国に工場を設立すれば、従業員10～40名規模の縫製加工業者が、日本の10倍から20倍の従業員を雇用することができた。1991年から2001年の間に衣服・その他の繊維製品製造業では従業者数が18,272名減少しているが、そのあいだに岐阜縫製加工業者は中国において58,897名の雇用を実現している。また、1978年の改革・開放後の中国において、未熟練労働力を外貨獲得に結びつける産業として繊維・衣服製品が対象となったことも、中国進出が活発化した背景にあつた（岩坂 2007, 2008）。

## (3) 縫製加工業従業員の实態と求人——1984年調査より

1、2節では1980年代に岐阜県縫製加工業者が労働力確保を目的として本格的に県外や海外へと進出したことを確認した。本節では、同時期の岐阜縫製加工業における従業員の实態や求人状況を、1984年に岐阜市内の企業に対して実施された調査結果（岐阜市 1985）をもとに検討する<sup>11</sup>。

はじめに、縫製加工業者の県外進出状況を検討する。回答した565企業のうち522社は岐阜市内に1工場のみを持っており、市内に2工場を持つ企業が9社、県内・県外に工場を持つ企業が34社、そして県外工場数は18事業所となっている。1980年代を中心に県外や海外での工場設立がみられたとはいえ、縫製加工業者の大半は岐阜市内で1工場を営むのみであったことがわかる。

次に、従業員の实態について、その年齢構成を中心に検討する。岐阜市内の工場の従業員は女性が71.2%と多くを占めており、この点は2章で検討した1967年調査の結果と変化はない。しかし、女性従業員の年齢構成について、20代が25.2%と最も多いものの、10

<sup>11</sup>岐阜市内に在住する縫製加工業界の経営者を、職業別電話帳を参考にして抽出。566件回収、回収率35.4%。

代 20.2%、30代 15.8%、40代 21.9%と、10～49歳のあいだに従業者が同程度の割合で存在している。20年前と比較して、従業員の高齢化がすすんでいることがわかる。岐阜縫製加工業者が新規労働力を一定数確保しながらも1960年代に20歳前後であった従業員がそのまま年齢を重ね、84年時点での40代となったのであろう。

表10は、各企業の従業員の平均年齢を、従業員規模別に示している。全体の回答結果を見ると、43.9%が「40代」と回答しており、続いて「30代」と「50代」が約20%とほぼ同程度の割合を占める。しかし、従業員規模別にみると、従業員平均年齢は大きく異なる。従業員規模が1～3人の企業のうちほぼ半数の47.5%が従業員平均年齢を「40代」としており、28.4%が「50代」としている。4～9人の企業も同様に、28.9%が「30代」と目立つものの、52.9%が「40代」と半数を占めている。しかし、従業員規模が50人以上の企業では7割が「20代」である。このことから、従業員規模が大きい企業ほど従業員平均年齢は低かったことがわかる。

では、従業員はどのようにして確保されたのか。表11は、従業員規模別の求人方法を示したものである。全体の回答結果をみると、「特になし」が42.8%で、「縁故関係」、「職安・訓練校」、「マスコミ利用」がそれぞれ15%程度となっている。しかし、求人方法もまた、従業員規模によって異なる。求人を行っていない企業は従業員規模が小さいほど多くなる。従業員規模が大きい企業は何らかの形で求人を行っており、特に30人以上の規模になると、職安・訓練校や学校と連携することで労働力の確保を試みている。

以上のことから、1980年代の岐阜縫製加工業者の労働力確保施策について、次のように言える。従業員規模が大きい業者は公共機関と連携することによって若年労働力を確保しており、その結果として従業員の平均年齢も低い。しかし従業員規模が小さい業者は従業員の高齢化がすすんでおり、にもかかわらず若年従業員確保の試みはみられなかった。

同調査のなかで、最近の受注状況について、1年前と比較して受注量が「横ばい」とする企業は52.7%、加工賃が「変らず」とする企業は64.9%となっており、岐阜縫製加工業全体の景況は現状維持的であったと考えられる。しかし、従業員の高齢化や若年労働力の確保といった点で、小零細企業を中心に徐々に将来の見通しが暗くなっていた時期でもあったといえよう。

表 10 従業員平均年齢（従業員規模別）

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
1人～3人	3	3	47	159	95	28	335
	0.9	0.9	14.0	<u>47.5</u>	28.4	8.4	100%
4人～9人	2	5	35	64	15		121
	1.7	4.1	28.9	<u>52.9</u>	12.4		100%
10～19人		12	22	12	1		47
		25.5	<u>46.8</u>	25.5	2.1		100%
20～29人		7	2	2			11
		<u>63.6</u>	18.2	18.2			100%
30～49人	1	5	8				14
	7.1	<u>35.7</u>	57.1				100%
50人～99人		6	2				8
		<u>75.0</u>	25.0				100%
100人～299人		3	1				4
		<u>75.0</u>	25.0				100%
合計	6	41	117	237	111	28	540
	1.1	7.6	21.7	<u>43.9</u>	20.6	5.2	100%

『岐阜県縫製加工業実態調査報告書』（1985） p.35 より筆者作成。下線は、各従業員規模のなかで最も高い割合を示している。

表 11 従業員規模別求人方法（従業員規模別）

	縁故関係	職安 訓練校	新聞・雑誌・ラ ジオ等のマス コミ利用	学校（中学校・高 校訪問）	その他	特になし	合計
1人～3人	21	5	16	1	3	103	149
	14.1	3.4	10.7	0.7	2.0	<u>69.1</u>	100%
4人～9人	27	20	22	2	1	39	111
	24.3	18.0	19.8	1.8	0.9	<u>35.1</u>	100%
10～19人	12	12	14	4		6	48
	25.0	25.0	<u>29.2</u>	8.3		12.5	100%
20～29人	2	4	2	5			13
	15.4	30.8	15.4	<u>38.5</u>			100%
30～49人		6	1	6			13
		<u>46.2</u>	7.7	<u>46.2</u>			100%
50人～99人		5		3			8
		<u>62.5</u>		37.5			100%
100人～299人		3		1			4
		<u>75.0</u>		25.0			100%
合計	62	55	55	22	4	148	346
	17.9	15.9	15.9	6.4	1.2	<u>42.8</u>	100%

『岐阜県縫製加工業実態調査報告書』（1985） p.59 より筆者作成。下線は表 10 と同じ。

## 6. 外国人研修生・技能実習生の活用と岐阜縫製加工業の衰退

これまでの章では、外国人研修生・技能実習生受入れに至るまでの縫製加工業を中心とした岐阜アパレル産業における労働力確保施策の変遷を検討した。若年労働力の県外からの受入れ経験など、外国人研修・技能実習生を労働力として受入れるための素地はすでに形成されていたことを確認してきた。6章では、岐阜県における研修生・技能実習生受入れの実態を検討する。

外国人を岐阜縫製加工業の現場で利用するのは、外国人研修・技能実習制度の運営が本格的に始まる1990年代に入ってからではない。1972年の新聞記事では、技術研修生として岐阜市内の縫製工場で働く韓国女性が過酷な労働条件を強いられていることが報道されている<sup>12</sup>。労働条件が過酷であったことはともかくも、研修生として外国人を現場で受け入れようとする動きが1970年代にあったことを確認できる。また、研修生以外の形態で外国人労働者を確保しようとする動きもあった。1989年に、岐阜市に本社を置く縫製加工業者がベトナム難民を自社工場で活用する試みも新聞にて報じられている<sup>13</sup>。

JITCO 発表の研修・技能実習関連データをみると、研修生・技能実習生受入れ開始期の都道府県別受入れ実態について、1995年の岐阜県におけるJITCO支援研修生は358名で、もっとも多い静岡県の2,014名や東京都の1,644名より大幅に少ない。しかし、その受入れ実態を技能実習移行申請者数の1993～95年度の合計でみると、岐阜県は539名であり、都道府県別にみてもっとも多い。また、岐阜県における1996年のJITCO支援研修生受入れ数が590名であるのに対し、1997年度の移行申請者数は1,463名である。このことから、制度開始期において、岐阜県では、研修生受入れ支援機関であるJITCOに頼らなくてもよいくらい外国人研修生を受入れる体制が準備されていたことと、1993年に技能実習生受入れが可能になったと同時に積極的にその制度を利用し、より長期の受入れを始めていたことがわかる。

1、2節では、岐阜県が他都道府県と比較してより積極的に研修・技能実習制度を利用し、外国人労働者を受入れるようになった要因を検討する。1節では、1990年前後の岐阜県産業界と縫製加工業界それぞれにおける労働力確保の状況と課題を検討する。2節では、岐阜県と研修生・技能実習生の最大の送出し国である中国との関係を検討する。3節では、1990年入管法改正以前から研修生受入れを実施していた2つの岐阜県下の受入れ団体事例を検討する。2節と3節を通して、岐阜県では研修・技能実習制度が確立する以前から中小企業団体を通じて中国人研修生を独自に受入れていたことと、その受入れに際して岐阜県行政や産業界の後押しがあったことが確認できるであろう。

4節では1990年以降の岐阜縫製加工業の実態について検討し、5節ではそれを踏まえたうえで、1990年代後半以降の岐阜県における研修生・技能実習生受入れの実態を、受入れ

<sup>12</sup> 『朝日新聞』朝刊 1972.10.7

<sup>13</sup> 『日本経済新聞』1989.12.1

団体の動向を中心に検討する。

(1) 岐阜県における研修生・技能実習生受入れの諸要因

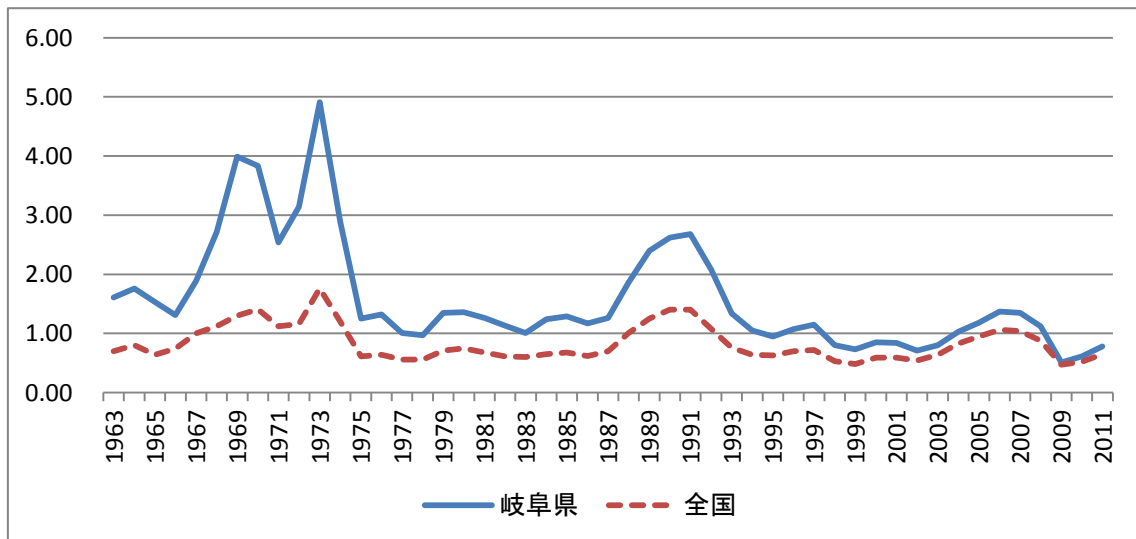
本節では、岐阜県における外国人研修生・技能実習生受入れが他都道府県と比較してより積極的に開始された要因として、1990年前後の岐阜県産業界および縫製加工業における労働力確保の状況と課題を検討する。

はじめに、岐阜県産業全体の労働力確保の状況を検討する。図9は、労働力需給のバランスを示す一般的な指標である有効求人倍率の推移を示している。岐阜県の有効求人倍率について、1980年代後半から急上昇し始めた有効求人倍率は、1990年で2.62倍、1991年で2.68倍となっている。同時期における有効求人倍率の高まりは全国的な趨勢として確認できるが、都道府県別に比較した場合、岐阜県の値はもっとも高い値となっている。

図に示されるように、岐阜県はこの時期より前から慢性的な労働力不足が続いていた。岐阜県の有効求人倍率は、統計で確認できる1963年以降、常に全国値よりも高い。1963年は全国でもっとも高く、また、1968年から82年まで、その値は全国で上位3都道府県に数えられる。そして、1980年代後半は、1970年前後以来の有効求人倍率の高まりを示している。

当然ながら、有効求人倍率に示される労働力不足の要因を縫製加工業のみに求めることはできない。しかし、岐阜県産業全体において労働力をどのように確保するのかといった課題は常に共有されてきたことが確認できる。また、その問題がふたたび前景化することとなったのが1990年前後であった。

図9 有効求人倍率（含パート、年平均値）の推移



厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」より筆者作成。

次に、縫製加工業全体における労働力確保の状況を検討する。縫製加工業では、女性労働者の高齢化にともなう新規労働力の確保が目前の課題として認識され始めていた。当時はいわゆる団塊世代が40～50歳を迎えた時期で、利用できる労働力は比較的豊富であると考えられていた。しかし一般的にミシンを使うためには適切な視力が必要であり、高年齢者には向いていないとされる。そのため、彼女らは今後高齢者になるとともに一線級の労働力としては期待できなくなる。また、団塊世代よりも後に生まれた世代は人口的に見ると減少するうえに高学歴化が進んだ世代でもあり、縫製加工業への積極的な就業は期待できない。1980年代を通してミシンを保有していない家庭が増加し始めており<sup>14</sup>、ミシンそのものに対する親しみが薄れていた世代でもあった。

岐阜県産業界全体で常に共有されてきた労働力確保の課題が1990年前後に急激に前景化していたことと、縫製加工業全体で労働力確保の先行きがますます見えづらくなったことを確認した。このことが、岐阜縫製加工業における外国人労働力受入れの素地となる。

## (2) 岐阜県における対中交流と研修生受入れ事業の開始

1節では、1990年前後に、岐阜県産業界全体においてかねてからの課題であった労働力不足が前景化したことと、縫製加工業全体において新規労働力確保の困難が認識され始めたことを確認した。本節では、岐阜県における外国人研修生・技能実習生活用の積極的展開の第三の要因として、中国と岐阜県の特徴ある結びつきを、中国人研修生受入れに至る経緯を中心に検討する。

1990年の入管法改正を機に、正規ルートで入国した外国人労働者を受入れようとする動きが高まる。いわゆる単純労働者としての外国人は、おもにブラジル出身の日系南米人か、あるいは研修生・技能実習生として受入れることができる。縫製加工業でもまた、外国人労働者を研修・技能実習制度以外のルートで受入れようとする試みがあった。大阪府に本部を置く日本輸出縫製品工業協同組合連合会（1956年設立）は、研修生・技能実習生受入れに先んじて日系南米人の受入れを図っている。その結果、広島県や岡山県を中心に、300名程度の日系南米人が同連合会傘下の企業で働いた<sup>15</sup>。日系南米人は研修生・技能実習生とは異なり、受入れ年限はない。また、同じ日本人の血を引くためにより日本に対して親しみを持ち、馴染みやすいと考えれば、日系南米人受入れへの取組みにも一定の合理性があったといえよう。

では、岐阜県では、なぜ研修・技能実習制度を活用した外国人労働力の確保が積極的に

---

<sup>14</sup> 内閣府「消費動向調査」によれば、ミシンの世帯普及率は1977年の85.3%をピークに、その後徐々に減少していく。1995年には80%を割り、2004年には69.3%となっている。百世帯当たりのミシン保有台数を見ても、1977年の97.4台をピークに減少を始め、1995年には90台を割り、2004年には76.5台となっている。

<sup>15</sup> 日本輸出縫製品工業協同組合連合会による日系南米人の受入れ動向については、同連合会が発行する「輸縫連ニュース」に詳しく報告されている。具体的には、「深刻化する縫製労働者不足：ブラジル・ペル一等海外日系人雇用を検討」（輸縫連ニュース No.71、1990年3月25日発行）、「ブラジル日系人雇用事情：輸縫連ミッションの帰国報告」（輸縫連ニュース No.74、1990年10月25日発行）などである。

進められたのであろうか。本節では、岐阜県と研修生・技能実習生の最大の送出国である中国との関係を『岐阜県議会史』各巻（岐阜県議会史編さん委員会編 1984, 1999, 2001）や「25年の研修生受入事業の歩みと展望」（岐阜県日中友好技能実習生受入協同組合連合会作成資料 作成年不明）、岐阜県議会議事録<sup>16</sup>などをもとに検討する。表 12 は、岐阜県と中国との関係史を、中国人研修生受入事業を中心に示している。

岐阜県は、1972年の日中国交正常化以前から中国と独自の交流があった。浙江省杭州市にある公園には「日中不再戦」と記された碑文が、岐阜県岐阜市にある岐阜公園には「中日両国民世代代友好下去」と記された碑文がある。これらは、1962年に両市市長が揮毫し、交換して建立された。この碑文の交換および建立は1957年に岐阜市の民間の産業文化使節団が浙江省杭州市を訪問したことをきっかけとして実現したものであり、「日本と中国の民間交流の先駆けとなる日中交流史に残る重要な出来事」（日中友好協会 2000: 349）であった<sup>17</sup>。

1972年の日中国交正常化後、1976年に岐阜県は岐阜県知事を団長とする使節団を中国へ派遣する。その翌年には岐阜県中小企業団体連合会が主催し、岐阜県、岐阜市および民間の日中友好団体等が協賛した第1回中国展が岐阜市にて開催された。

1979年に開催された第2回中国展では、岐阜県中小企業団体連合会と同展示会を共催した江西省南昌市の代表団が岐阜駅前の繊維問屋町を視察し、南昌市にも同様の施設を設立したいと要望した。また岐阜の繊維・縫製加工技術を学ぶため、中国人研修生派遣を岐阜の民間団体・企業に要請した。江西省は周恩来の出身地で革命発祥の地であることから中央政府を通さずにパスポートを発行する権利を有していたため、研修生派遣は比較的容易であった。1981年7月には岐阜市に中国研修生受入協会が設立され、同年8月には第一次研修生48名を受入れた。これが岐阜県における現行制度に近い形での外国人研修生受入れの始まりである。なお、このときの受入れ期間は2年間で、岐阜県から座学研修費として30万円が助成されている。その後、1983年8月に第二次研修生受入れ（59名）、1985年9月に第3次研修生受入れ（52名、1年間）、1986年に第4次研修生受入れ（51名、1年間）と、同協会による研修生受入れが継続されている。

1988年には、岐阜県日中友好議員連盟の働きかけもあり、岐阜県は江西省と友好姉妹都市提携を結んだ。ともに内陸部に位置することと陶磁器の産地であることが提携の理由である。しかし同時に、上に述べたように岐阜県と江西省はすでに産業界主導で交流をすすめており、そして岐阜県における中国人研修生受入事業のパートナーであった。岐阜県と江西省との友好姉妹都市提携はそういった流れを受けたものであり、また、中国人研修生受入事業を今後も円滑にすすめていくために都合が良かったと考えられる。

<sup>16</sup> 岐阜県議会議事録は、岐阜県会議録検索システム（<http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/kaigiroku/>）を利用して採取した。具体的には、2006年6月定例会（第3回）および2008年12月定例会（第5回）における渡辺嘉山氏の質問などである。2013年1月31日取得。

<sup>17</sup> 岐阜市と杭州市は、1979年2月に友好都市協定に調印している。

表 12 岐阜県における対中交流と中国人研修生受入れ事業のあゆみ

1957年	岐阜市の民間の産業文化使節団が初めて浙江省杭州市を訪問。
1962年	浙江省杭州市にて、岐阜市長揮毫の書と杭州市長揮毫の碑文を交換する。
1963年	日中友好の碑が岐阜公園に建立される。
1972年9月	日中共同声明
1975年	岐阜県日中友好議員連盟が結成される。
1976年10月	岐阜県知事を団長とする約50名の訪中団「岐阜県日中友好の翼」が北京、上海、江西省南昌市を訪問する。
1977年7月	岐阜県岐阜市にて、第一回中国展開催。
1978年8月	日中平和友好条約締結
1979年4月	岐阜県岐阜市にて、第二回中国展開催。
1980年5月	岐阜県日中友好議員連盟、第一次訪中。
1981年6月	岐阜県中小企業団体連合会の代表者らが江西省南昌市を訪問。 江西省国際経済技術合作会社と研修生受入れに関する契約を結ぶ。
1981年7月	岐阜県日中友好議員連盟、第二次訪中。
1981年7月	中国研修生受入協会が設立される。
1981年8月	中国研修生受入協会、第一次研修生としてアパレル関連の48名を受け入れる。
1982年	中国残留日本人孤児支援のため、岐阜県が独自の一時帰国援護事業を始める。
1983年8月	中国研修生受入協会、第二次研修生として15企業59名を受け入れる。
1984年11月	岐阜県日中友好議員連盟、第三次訪中。江西省側から姉妹提携に向けた働きかけを受け、帰国後、知事に対して「岐阜県と江西省との提携に関する要望書」を提出する。
1985年5月	岐阜県日中友好議員連盟、第四次訪中。姉妹提携の覚書署名と交換式が行われる。
1987年5月	岐阜県知事が江西省を訪問。友好提携の調印を岐阜県で行うことで合意。
1988年6月	江西省代表団が来県。「岐阜県と江西省友好省提携に関する協定書」に調印。
1993年5月	中国研修生高等技能学院が設立される。
1994年	江西省国際技術協力公司、岐阜事務所を設立する。
1994年5月	岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会が設立される。

『岐阜県議会史 第6巻』（岐阜県議会史編さん委員会編 1999）および「25年の研修生受入事業の歩みと展望」（岐阜県日中友好技能実習生受入協同組合連合会作成資料 作成年不明）、岐阜県議会議事録をもとに筆者作成。

以上のことから、岐阜県は日中国交正常化以前から中国との独自の交流があり、1981年からすでに現在の団体監理型技能実習生受入れに近い形で中国人研修生受入れ事業を開始していたことがわかる。また、研修生受入れ事業を中心とする岐阜県と中国の交流は、岐阜県産業界、とくに中小企業団体の主導のみならず、行政側の協力と後押しがあったこと



がわかる。1節では、岐阜県産業全体で労働力確保が常に課題となっていたことを有効求人倍率の推移から確認した。他県に先駆けた中国人研修生受入れ事業について、当初は江西省の産業振興が目的であったものの、研修生を受入れる企業は、次第に労働力確保の一方策としてみなしていったのであろう。また、同時期の岐阜県行政がかかわる中国との接触事項として、中国残留日本人孤児の帰国問題が挙げられる。岐阜県からも満州移民団として戦前・戦中に農村住民を中心に多くの人員が送出されたが<sup>18</sup>、1982年に、岐阜県は全国に先駆けて独自の中国残留孤児一時帰国援護制度を実施している。これは、国内に身元引受人がなく、国の一時帰国制度の適用を受けられない県内出身の日本人孤児に対して、岐阜県が費用を負担して身元引受人となる制度であった。この問題の解決に際して岐阜県行政が迅速な対応を図ったことが確認できるが、残留孤児の帰国問題の解決を図るなかで岐阜県行政が中国側と公式・非公式の関係を築き上げ、中国民衆の実情を把握する過程もまた、後の研修生・技能実習生受入れの推進に寄与したことが推測される。

### (3) 研修生・技能実習生受入れ初期の動向——岐阜県下の受入れ団体活動事例から

1、2節では、1990年入管法改正以降、岐阜県において外国人研修生・技能実習生受入れが他県より積極的に進んだ要因を検討した。第一に、1990年前後に、岐阜県産業界がかねてから課題としてきた労働力確保の課題が前景化していたこと、第二に、縫製加工業全体で今後の労働力不足が懸案事項として表面化していたこと、そして第三に、岐阜県行政と産業界が中国と独自の関係を構築しており、その流れのなかですでに1981年から中小企業団体を中心に中国人研修生の受入れ事業を実施していたことである。

岐阜県には、有力な研修生・技能実習生受入れ団体として、下平グループ（1994年受入れ開始）とサンティ衣料を中心とする関既製服製造協同組合（1992年受入れ開始）、そして岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会の3つがある（岩坂 2007, 2008）。本節では、岐阜県における草分け的な研修生受入れ団体として、岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会と各務原日中友好研修生受入協同組合の2つの団体事例を検討する。

はじめに、元社会党議員で、村山・橋本連立内閣の内閣官房副長官を務めた渡邊嘉蔵氏が率いる岐阜県日中友好研修生受入組合連合会<sup>19</sup>の取組みを検討する。同連合会は1981年から始まる研修生受入れ事業のために設立された中国研修生受入協会をおもな母体としている。また、渡邊氏は岐阜県議会議員および岐阜県中小企業団体連合会の会長として1977年の中国展開催を主導するなど、岐阜県における中国人研修生受入れに大きく関与している。

1990年以降の同連合会による研修生・技能実習生受入れ事業について検討する。1993

<sup>18</sup> 1933年2月から1944年3月までに、岐阜県から満州移民として9,629名が送出されている。うち死亡者は3,589名で、引揚者は5,683名であった。（岐阜県議会史編さん委員会編 1984）

<sup>19</sup> 法務省告示第393号によれば、岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会傘下の受入れ企業は143社で、うち実習内容が「婦人子供服製造」となっているのは101社である。2010年8月5日『官報』号外第164号より。

### 衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

年に中国研修生受入協会は中国研修生高等技能学院を設立し、同学院で中国人研修生に対する座学を実施した。同学院の校長には岐阜市長が、会長には渡邊氏が就任した。また、座学研修は岐阜県人材開発センターを無料で借用して実施された。

岐阜県における研修生監理団体と受入れ研修生数が相当数に達したことを機に、1994年に渡邊氏を会長とした岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会が設立された。同年には、送出し機関である江西省国際技術協力会社が岐阜事務所を設立した。同事務所の設立は、日本研修生市場の開拓と在日研修生の管理にあたることを目的としている。このことは、研修生事業が相当規模に成長し、そして送出し側がその事業に対して労働者派遣事業としての可能性を確信したことの表れと見てよいであろう。しかしその前年に、中国研修生受入協会は江西省だけでなく四川省、上海、北京の送出し機関とも契約を結んでいる。また、1994年に渡邊氏はベトナムを訪問して研修生の受け入れを図っている。このことから、依然として岐阜県における研修生受入れ事業のパートナーとして江西省との関係は重要であったものの、すでに岐阜県と江西省との友好提携関係の枠を超えた研修・技能実習制度の運用が模索され、開始されていたことがわかる。

同連合会は技能実習生の厚生年金加入をめぐるJITCOを始めとする関係諸機関と議論を重ねたり、2004年に受入れ事業適正化を目指して全国連絡会議<sup>20</sup>を発足させるなど、渡邊氏を中心として研修・技能実習制度の枠組の構築過程にも大きな影響力を及ぼしている。

次に、岐阜県日中友好研修生受入協同組合連合会と同様に入管法改正以前の1988年に中国人研修生受入事業を開始した各務原日中友好研修生受入協同組合の活動事例を検討する。1980年代半ば頃、岐阜県各務原市の縫製加工業者は、すでに加工委託や工場進出先として関係が成立していた韓国で、労働争議によるコストの高騰に直面していた。しかし、各務原商工会繊維部会はこの問題を議論するなかで、工場の海外進出は今後也不可避であるとの結論に達する。そして、将来的に中国に進出することを前提として、まずは中国と中国人を理解するために研修生を受け入れることとなった。

1988年6月、縫製加工業4社を受入れ企業として、24名の中国人技術研修生を受入れた。当時は任意団体である日中友好研修各務原協会が、商工会に事務委託を行う形での受け入れであった。商工会は中国産業経済使節団を中国に派遣し、江西省軽工業庁と人的・経済的交流に関する協定書の調印を行うなど、同協会の研修生受け入れ事業に対してバックアップを行っている。

同協会の設立当初の目的は、受け入れ企業の将来的な中国への工場移転を見据えたうえでの現地労働力の教育であった。この目的を果たすために、1993年に共同学科研修施設兼宿泊施設である各務原国際研修センターを設立する。設立にあたっては、中小企業金融公庫「海外投資円滑化資金における外国人研修促進関連資金」および岐阜県「海外投資支援資金」の援助を受けている。また、当センターには、研修生のカウンセリングなどをおこなうために中国人職員2名が採用された。これらの施策は、受け入れ企業による研修事業を円

<sup>20</sup>代表は羽田孜元総理大臣で、議長は渡邊氏であった。

滑に進めるため、研修生の生活面の面倒を同協会が一手に引き受けることを意図していた。その後、印刷関連業種の日中産業振興協同組合（岐阜県各務原市）や日中友好白鳥縫製協同組合（岐阜県郡上郡）、日中友好繊維産業協同組合（岐阜県各務原市）といった、受入れ意図を共有する協同組合と共同で研修生の管理と学科研修をおこなっている（以勢紀美男 1995）。

2つの団体事例を通して、岐阜県では研修・技能実習制度が整備される1990年より前から複数の中小企業団体が中国人研修生の受入れを実施していたことを確認できる。そして、制度の確立後も、行政や産業に対して影響力を持つ主体が、研修生・技能実習生受入れ事業の適正化を図っていった。両団体とも1993年に研修施設を設立しているが、各務原日中友好研修生受入協同組合の場合、受入れ企業が研修事業に集中できるように、研修生に対する生活管理を同組合が一手に引き受けている。両受入れ団体の事例を通して確認できるのは、傘下の中小企業の労働力不足を最大の背景としながらも、受入れ団体が制度を適正に運営し、場合によっては円滑な受入れのために行政側に働きかけようとする受入れ団体の姿であろう<sup>21</sup>。

#### （4）岐阜県縫製加工業の衰退

本節では、いったん岐阜県における研修生・技能実習生受入れの実態から離れて、1990年以降の岐阜県縫製加工業の実態を検討する。

1990年代に入って縫製加工業者が中国生産を活発化させたことにもない、日本での加工賃が低下する。1990年代半ばまで、中国へ進出した企業は、日本の工賃で受注した製品を中国で生産することで差益を得ることが可能であった。しかし、多くの縫製加工業者が中国生産へシフトしたことや、ユニクロに代表されるような大ロットの委託生産の増加が原因となって、1990年代後半には中国に進出した日本企業どうしの生産条件引き下げ競争が始まる。その結果、中国と日本の工賃が同水準となってしまったのである（岩坂 2007）。

『岐阜県議会史 第7巻』（岐阜県議会史編集委員会編 2001）をもとに、1990年代後半の岐阜県アパレル産業の動向を検討する。アパレル産地としての危機を迎えていた岐阜縫製加工業は、衰退に歯止めをかけるべくいくつかの試みをおこなっている。たとえば、1997年には岐阜メンズアパレル工業組合（70社）と岐阜メンズカジュアル工業組合（36社）が合併し、岐阜メンズファッション工業組合として一本化した。これは、メンズファッションで紳士服とカジュアルの境界がなくなったことを理由とした組合の統合であり、アパレ

<sup>21</sup> 中小企業による外国人労働力受入れの要因には、複雑な意図が絡まりあう。たとえば、外国人労働者を受入れる中小企業に対するアンケート調査結果（1991年）をみると、外国人労働者を受入れる理由としてもっとも多いのは「日本人が採用できない」（76.7%）からである（複数回答）。しかし、次に多い理由は「気の毒だから」（18.0%）であった。このことについて稲上らは「実に中小企業らしい動機」であり、「人情味溢れた中小企業の姿が浮き彫りにされている」とする。

また、3番目に多い理由は「国際的な貢献のため」（11.6%）であるが、稲上らはこれを本来の意味での国際貢献として理解するのではなく、外国人労働者を雇用することによって母国に住む彼らの家族の生活が維持され、そのことがひいては国際貢献になると考えているのではないかと推測している。（稲上・桑原・国民金融公庫総合研究所 1992: 74）

ル産業の時流に配慮した動向と理解できる。また、行政も、岐阜アパレル製品の付加価値を高めるための施策を試みている。1996年に岐阜県は、繊維や木工など県内の地場産業を振興するため、情報収集などを目的としてイタリアのミラノに駐在員事務所を開設した。また1997年には地場産業や情報関連産業の情報を収集し、共同研究や交流協定を締結してヨーロッパとの連携を探ることを目的とした調査団を、岐阜県知事を団長として派遣している。

しかし、そういった施策がすすめられるなか、岐阜アパレル産業では大手製造業者の倒産が相次ぐことになる。1999年3月、岐阜アパレル産業を代表する企業であった「田中常」と紳士服製造の「メンズラリー」がそれぞれ自己破産を申請した。両社をはじめとする多くの企業は、生産拠点である中国での人件費上昇などで価格引き下げが限界に達したことを背景として、経営不振に陥ることとなった。小零細企業のみならず、海外への進出を実現した比較的大手の縫製加工業者もまた、苦境に立たされることとなった時期といえてよいであろう。

次に、2004年に実施された実態調査<sup>22</sup>の結果を1989年実施の調査結果と比較した「岐阜アパレル産業の実態調査」(村上真知子・今井素恵 2005)をもとに、縫製加工業者の実態を検討する。縫製加工業界の景況について、最近1年間で加工賃単価が「低下した」と答えた割合は1989年と比較して10倍以上になっており、さらに、最近1年間の受注高対前年比が「低下した」と答えた割合も10倍近く増加している。

2004年調査では、岐阜縫製加工の弱点として回答者の半数以上が「従業員の高齢化」をあげており、もっとも多い。新規日本人労働力の確保がますます難しくなっており、企業にとっては死活問題にまでなっていると考えるべきであろう。1980年代は従業員規模が小さい企業ほど従業員の平均年齢が高く、にもかかわらず求人活動が積極的ではなかったことを5章3節で確認した。また、岐阜県の衣服製造企業が1990年代から激減していることを1章2節で確認した。景況の悪化がすすむうえに零細企業の従業員が引退を始める年齢に達すれば、事業者はそのまま事業をたたむことを現実的に考え始めても不思議ではない。

岐阜縫製加工業の将来の見通しについても、悲観的な意見が大半を占める。岐阜縫製加工業の将来について、1.49%が「発展する」、19.40%が「現状のままである」、77.61%が「衰退する」としている。衰退する理由としてあげられるのは「海外生産に圧迫される」47社、「得意先が衰退している」34社、「工賃が安い」32社、「産地のPRが活発でない」18社、「他産地に対抗できない」17社となっており、「人材確保が困難である」はこれらに次いで16社である。労働力確保の困難だけでなく、安価な労働力を求めて海外生産へとシフトする流れに押し込まれ、特徴あるアパレル産地としてアピールが弱いこともあって産地全体で地盤沈下が起こっていることが、この調査結果からもわかる。

---

<sup>22</sup> 「岐阜アパレル名鑑 2003年度版」に掲載される縫製加工業者のうち、縫製組合に加入する業者を抽出した。70件回収で、回収率は7.2%である。

(5) 受入れ団体の動向にみる研修生・技能実習生活用の定着

本章 2、3 節では、岐阜県の中小企業団体が 1980 年代から中国人研修生受入れてきたことを確認した。その取組みは、1990 年以降の研修生・技能実習生受入れ促進へと接続されていく。本節では、4 節で検討した岐阜縫製加工業の実態も踏まえつつ、研修生・技能実習生の受入機関である中小企業団体の動向を中心に、1990 年代後半から現在に至るまでの研修・技能実習生受入れ実態について検討する。

はじめに、研修生・技能実習生受入れ組合数の全国的な推移を検討する。表 13 は、全国中小企業団体中央会が発行する『中小企業組合白書』に掲載されている外国人研修生・技能実習生受入れ組合数の推移を示したものである。

表 13 外国人研修生・技能実習生受入れ組合数の推移

年	1993	1994	1995	1996	1997	1998		1999
月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	8 月	12 月	8 月
研修実施中の組合	126	117	116	100	110	187	207	230
研修実施準備中の組合	15	9	9	11	16	49	42	48
研修生受入れ検討中の組合	16	12	6	7	8	27	15	28
対応組合合計	157	138	131	118	134	263	264	306
技能実習実施中の組合	7	28	43	36	48	65	125	153
総受入れ組合員数	22	180	261	251	446	639	1338	1665
総受入れ実習生数	60	494	677	765	1275	1799	3911	5304

『中小企業組合白書』（全国中小企業団体中央会編 1998, 1999）より筆者作成。

研修生受入れ組合（研修実施中の組合）数をみると、1993 年 12 月から 1997 年 12 月まで、100 団体を上回る組合数で横ばいに推移している。この間、研修生受入れ準備中あるいは検討中の組合数は毎年約 20 組合存在するが、その数は翌年の研修生受入れ団体数には反映されていない。このことから、研修生受入れを始めたものの、何らかの理由で受入れを停止した受入れ組合や研修生受入れを検討していたものの実際の受入れには至らなかった組合も一定数存在したと考えられる。1997 年ごろまでは研修生受入れをめぐる試行錯誤が続いていた時期であったといえるであろう。しかし、1998 年 8 月から、その数は飛躍的に増加する。技能実習生受入れ組合数について、こちらは 1993 年 12 月から増加しているが、1997 年 12 月と 1998 年 12 月の受入れ組合数を比較すると、約 3 倍に急増している。

1998 年に受入れ組合数が飛躍的に増加した背景には、1997 年から技能実習生受入れ期間が 1 年から 2 年に延長されたことがあると考えられる。この時期に受入れ組合数が増加することにより、その傘下の受入れ企業も含めて、より多様な主体が研修・技能実習制度の利用に関与し始めたことが推測される。

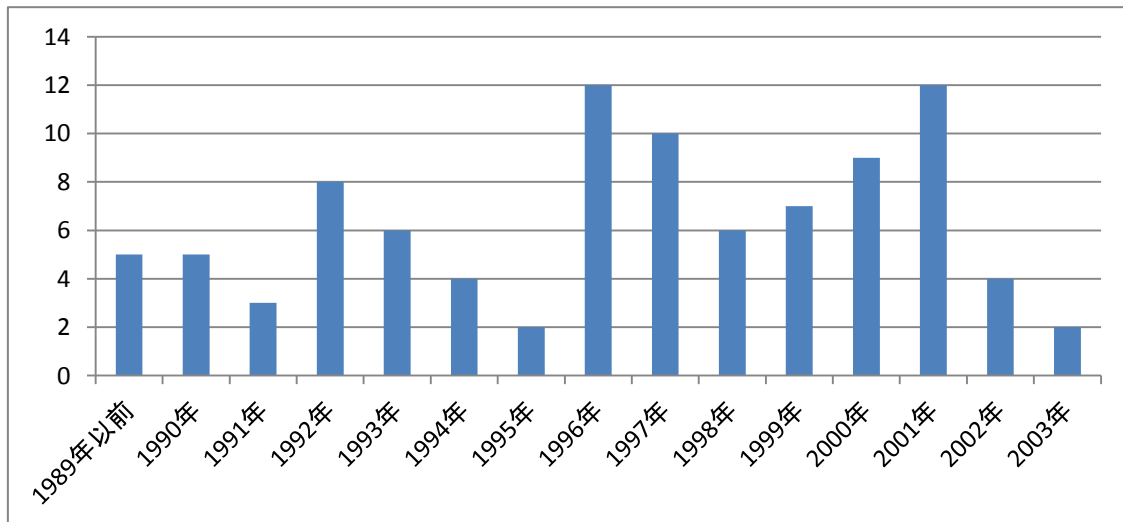
次に、岐阜県内の研修生・技能実習生受入れ 95 組合に対して岐阜県中小企業団体中央会

が2003年10月に実施した実態調査の結果を検討する。回答のあった93組合のうち73.1%が衣服製造業者の受入れ組合である。この結果から、岐阜県での研修生・技能実習生受入れは縫製加工業者を中心としていることが確認できる。

図10、11は受入れ組合の設立年と研修生・技能実習生受入れ年度を示している。受入れ組合の設立年について、団体監理型による研修生受入れが可能になった1990年より前に設立された組合はわずかに5組合であり、それ以外の90組合はすべて1990年以降に設立されている。また、1996年から2001年までの5年間で、調査時点の受入れ組合の6割近くを占める56組合が設立されている。1990年代後半から受入れ組合が多く設立され、その増加傾向が2001年まで続いている。岐阜県の中小企業団体が研修・技能実習制度創設に先駆けて独自に中国人研修生を受入れていたことは先に述べた。その後の受入れ組合の激増により、制度の適正な運営を旨とする先達もまた、数多く存在する受入れ組合のひとつとなっていった。

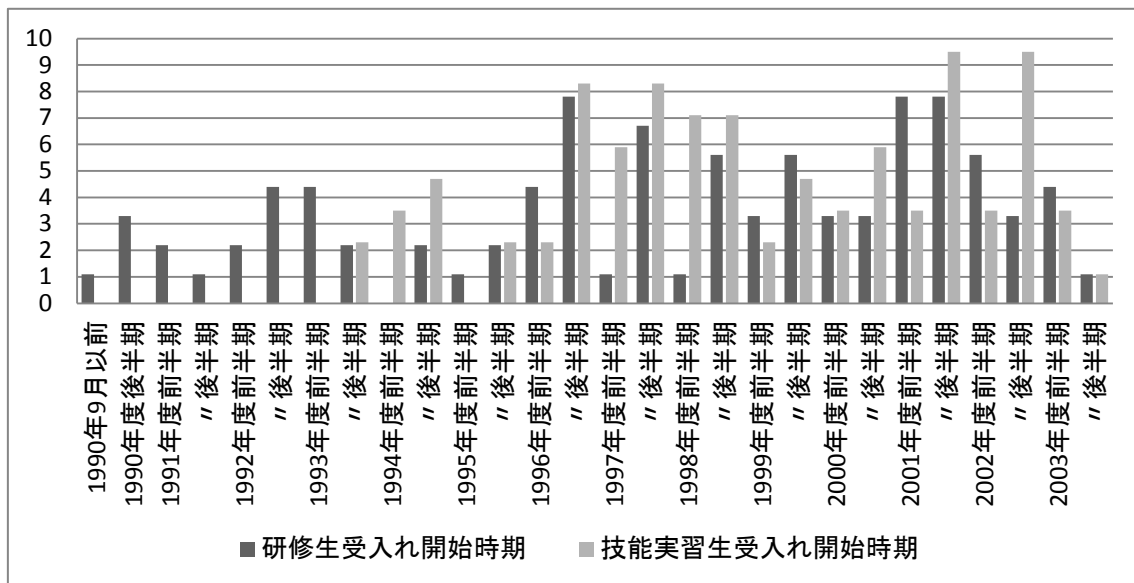
1996年には、多くの受入れ組合が設立されている。また、図11で受入れ開始時期をみても、研修生、技能実習生ともに1996年度後半期（1996年10月～1997年3月）から受入れ開始を始めた組合が多い。上で同時期の受入れ組合数が1997年から98年にかけて全国的に急増したことを確認したが、岐阜県は受入れ組合数の設立時期および研修生・技能実習生受入れ開始時期がそれよりも少し早い。このことから、岐阜県における組合設立および受入れ開始は研修・技能実習制度を利用した外国人労働力の受入れがより長期間に延長されることを見越したものであり、中小企業団体および傘下の企業がそれだけ制度の変更に対して敏感であったことが示唆される。

図10 岐阜県における研修生・技能実習生受入れ団体（2003年10月時点）の設立時期



「外国人研修生・技能実習生受入れ組合活動状況実態調査報告書」（岐阜県中小企業団体中央会 2004）より筆者作成。縦軸は組合数。

図 11 岐阜県における研修生・技能実習生受入れ団体の研修生・技能実習生受入れ開始時期



資料出所は図 10 に同じ。縦軸は%。

次に、同じ資料を利用して、研修生・技能実習生の受入れ実態を検討する。

最近 3 年間で組合に加入した企業があった組合は 72.0%である。そして、新たに加入があった理由として、すべての該当組合が「外国人研修生受入事業の参加」をあげている（複数回答）。また、最近組合員が「増加傾向」にあると回答した団体は 34.4%となっており、「減少傾向」の 24.7%より多い。衣服製造分野の事業所数が 1990 年代以降激減している<sup>23</sup> こととは対照的に、研修生・技能実習生を受入れるために中小企業団体に加入する企業は増加していることがわかる。

また、現在実施している事業として「外国人研修生受入」と答えた受入れ組合は 94.6%（複数回答）で、中小企業団体の本来の目的である「共同購入・仕入」（27.9%）、「共同受注」（24.7%）といった事業を大きく引き離してもっとも割合が高い。今後重点的に実施したい事業についても、「外国人研修生受入」と回答した受入れ組合は 88.1%でもっとも多く、「共同購入・仕入」（24.7%）、「共同受注」（23.6%）は少ない。受入れ組合にとって研修生・技能実習生受入れ事業が中心的な業務となっており、そして受入れ組合は今後もその事業が傘下企業にとって重要であることを認識していることがわかる。

この調査が実施された時期は新たな組合の設立が多く<sup>24</sup>、また、中小企業組織化の支援を

<sup>23</sup> 最近 3 年間で組合から脱退した企業が存在する受入れ組合は 62.3%で、脱退の理由は「廃業」（55.1%）がもっとも多く、「事業の縮小」（34.4%）、「倒産」（18.9%）と続く。中小企業団体が研修生・技能実習生の受入れをおもな事業の目的として傘下の企業を増加させると同時に、産業の衰退と縮小に対しても向き合わざるを得なかった状況にあったことを付言しておきたい。

<sup>24</sup> 中小企業組合白書にて岐阜県の中小企業各種組合設立数をみると、2003、4 年にはそれぞれ 19 組合が設立され、2006 年には 26 組合が設立されている。

### 衣料産業の海外進出と中国人技能実習生の受け入れ シリーズ No.3

おもな業務とする岐阜県中小企業団体中央会の窓口には組合関係者が来て「外国人労働者を雇いたいんだけど、オタクにすればなんとかなると聞きました」と言うような時期で<sup>25</sup>、外国人研修・技能実習制度が目的としていた「技術移転を通じた国際貢献」への理解は決して得られていない状況であった。また、研修・技能実習制度をめぐる人権侵害や労働問題の実態を世に知らしめた『外国人研修生 時給 300 円の労働者』に記述されている、全統一労働組合による岐阜県縫製加工業者に対する団体交渉（岐阜行動）がおこなわれたのは 2005 年から 06 年にかけてである<sup>26</sup>（外国人研修生権利ネットワーク編 2006）。

団体監理型受入れ方式を利用すれば、従業員規模が小さい企業も容易に労働力として研修生・技能実習生を受け入れることができる。研修・技能実習制度を通じて外国人労働力を受入れることが、産業の危機に瀕する岐阜県縫製加工業者にとってひとつの光明であり、少なくとも延命策ではあった。しかしまた、研修生・技能実習生を受入れるための中小企業団体が乱立し、受入れ企業が増加するにしたがって、研修生・技能実習生受入れに際して制度が持つ本来の目的がより見失われがちになっていた時期でもあったといえよう。

---

<sup>25</sup> 岐阜県中小企業団体中央会ヒアリング結果より。2012 年 9 月実施。

<sup>26</sup> ジャーナリストの安田浩一（2006）は、岐阜行動で見た現場から、技能実習生のおかれた状況を「現代の女工哀史」、「奴隷労働」とであると糾弾する。



## 7. おわりに

本稿では、縫製加工業を中心とした戦後の岐阜アパレル産業における労働力確保施策の変遷を、各種資料をもとに検討してきた。1990年の入管法改正に伴って中小零細企業が受入れ団体を通して外国人研修生を受入れることが可能になって以来、岐阜県は縫製加工業を中心とした繊維・衣服製造業で研修生・技能実習生を受入れてきた。6章で確認したように、岐阜県では行政の協力を受けつつ、すでに1981年から中小企業団体主導で中国人研修生受入れを開始している。そのことが、1990年入管法改正以降の積極的な研修生・技能実習生受入れへと直接に接続される。

しかしまた、研修生・技能実習生を受入れるための土壌は、それ以前の労働力確保の経験によってすでに形成されていた。3章で検討したように、岐阜アパレル産業が初めて集団で他地域から労働力を確保したのは、1960年代の九州地域などからの県外中・高卒者の集団就職受入れである。現行の技能実習制度下でもまた、団体監理型受入れ方式を利用して外国人労働者が中小零細企業へと受入れられている。他地域からの労働力確保のみならず、中小企業団体を通して協同事業として労働者を受入れる経験もまた、この時期に培われた。

また、当時県内外から受入れた若年の中卒従業員はほとんどが女性であったが、彼女らは数年働いた後、結婚を機に退職することが一般的であった。現行の技能実習制度では3年間の労働力受入れが可能であるが、短期間の就業を前提とした労働力の受入れノウハウは、この時期に形成される。さらに、短期間の就業を従業員も企業も前提としていたために労使関係が未整備のままであったことが、研修生・技能実習生をめぐって頻発する労働問題へと接続されたともいえよう。

岐阜県紡績業は県外若年労働力を確保するための誘因とするために定時制高校や通信教育、各種学校と提携するなど、従業員が働きながら学べる環境を準備した。このことは、岐阜県で外国人労働力を「研修」生として受入れ始めたことと重なってくるであろう。定時制高校などへの通学支援は、中卒者が働きながら学歴を取得できるよう配慮したものであり、企業は通学をインセンティブとして労働力を確保することができた。研修・技能実習制度とは異なり、当時の通学支援は従業員の技能向上をおもな目的としたものではない。また、岐阜県での中国人研修生受入れは、当初は送出し元である江西省の産業振興を目的としたものであった。しかし、受入れた研修生の顔を目の当たりにして、これまで県外労働者に対して施してきた「教育」のノウハウを活かせるのではないかと考えた側面もあるであろう。

4章で検討したように、縫製加工業を中心とした繊維・衣服製造業は、若年労働力の確保と平行して家内労働者と呼ばれる中高年労働力を活用してきた。彼女らは、事業者との取り決めによって定められた工賃を受け取る。彼女らが受け取る報酬は出来高によって変動するため、技能向上や作業の効率化によって時間当たりの受け取る賃金は大幅に上昇する。しかし、1時間当たりの平均工賃額は最低賃金よりも低い。彼女らは労働法の適用外である

ため、そのことによって事業者が罰せられることはない。研修生・技能実習生をめぐって賃金未払いなど労働問題が存在することは多方面から指摘されるが、縫製加工業は、研修生・技能実習生を本格的に受入れる前からすでに最低賃金以下の労働者をその構造内に包摂したうえで成立していたのだ。

縫製加工業を中心とする戦後の岐阜アパレル産業にとって、労働力確保は常に目の前の課題であった。参入する労働者は戦後日本の社会構造の変化を反映して、入れ替わりを見せる。そして、その現在形が外国人技能実習生である。1980年代の零細企業は求人に積極的ではなかったが、これを彼らの経営努力の欠如として片づけることは早計である。岐阜縫製加工業界をひとつの総体としてみれば、その重層的な下請構造のなかで、彼らは「目の前にある仕事をこなしていく」従業者として業界全体を下支えし、調整する役割を担う存在であった。彼らが高齢に達して引退・廃業していくことは、ひとつの時代が過ぎゆくことを示すに過ぎない。そしてその過渡期を、あらたな若年労働力としての外国人研修生・技能実習生が支えたとみることができる。

縫製加工業での技能実習生の受入れは、今後も続くであろう。研修・技能実習制度は1980年代の草創期も含めばすでに30年以上の歴史を持つが、その間に変遷を見せながら日本社会のなかに構造化され、定着している（上林千恵子 2009）。また、日本国内に工場を持つ縫製加工業が生き残るためには変種変量生産に対応する必要があり、技能実習生はすでにその生産体制のなかに組み込まれている（佐藤忍 2013）。今後の縫製加工企業の生き残りのためには各企業の自助努力が不可欠であることが強調されることもあるが、その自助努力もまた、技能実習生によって支えられているのだ。事実、技能実習生を受入れる企業から、より長期的な労働力として育成・活用するために技能実習生受入れ年限の延長を望む声が多い。しかし、無条件に受入れ年限を延長することには慎重にならなければならない。縫製加工業での雇用関係が短期的な従業員との関係などを前提として未整備なまま成立していることは、本稿で検討したとおりである。技能実習生をより長期的な労働力として活用するのであれば、それに相応する雇用関係か、あるいは技能実習制度の本来の目的に立ち返って、技能の習得を要件とした受入れ体制を整備する必要があるだろう。

## 参考文献

- 外国人研修生問題ネットワーク編, 2006, 『外国人研修生 時給 300 円の労働者——壊れる人権と労働基準』明石書店.
- , 2009, 『外国人研修生 時給 300 円の労働者 2——使い捨てをゆるさない社会へ』明石書店.
- 岐阜県, 1973, 『岐阜県史 通史編 現代』.
- , (各年版) 『岐阜県統計書』.
- 岐阜県中小企業団体中央会, 2004, 『外国人研修生・技能実習生受入組合活動状況実態調査報告書』.
- 岐阜県議会史編さん委員会編, 1984, 『岐阜県議会史 第 3 巻』.
- , 1999, 『岐阜県議会史 第 6 巻』.
- 岐阜県議会史編集委員会編, 2001, 『岐阜県議会史 第 7 巻』.
- 岐阜県教育委員会編, 2004, 『岐阜県教育史 通史編 現代 1』.
- , 2004, 『岐阜県教育史 通史編 現代 2』.
- , 2004, 『岐阜県教育史 通史編 現代 3』.
- 岐阜県商工労働部, 1973, 『潜在労働力開発調査結果』.
- 岐阜市, 1981, 『岐阜市史 通史編 現代』.
- ・岐阜市中小企業経営問題研究会, 1967, 『岐阜市既製服産業の実態』.
- , 1985, 『岐阜縫製加工実態調査報告書』.
- 今井理之・山浦雄三・西川和明編著, 1997, 『日本の中小企業は今——アジア進出経営のケーススタディ』日本貿易振興会.
- 岩坂和幸, 2007, 「洋間の父ちゃん母ちゃんの組織化と岐阜アパレル産地の復権」『中小商工業研究』91: 38-53.
- , 2008, 「岐阜のアパレル縫製業の現状と課題」『岐阜経済大学論集』42(2): 17-36.
- 久代譲, 2004, 『岐阜アパレル側聞録: 団体屋の見た人間群像・昭和私外史』.
- 稲上毅・桑原靖夫・国民金融公庫総合研究所, 1992, 『外国人労働者を戦力化する中小企業』中小企業リサーチセンター.
- 以勢紀美男, 1995, 「外国人研修生共同受入事業組合事例 日中友好を担う組合事業」全国中小企業団体中央会編, 『中小企業と組合』50(11): 24-7.
- 上林千恵子, 2009, 「一時的外国人労働者受入れ制度の定着過程——外国人技能実習制度を中心に」『社会志林』56(1): 39-63.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 1974-, 『家内労働のしおり』.
- 村上英吾, 2002, 「衣服産業における生産過程の国外移転と女性移住労働者の導入」『社会政策学会誌』7: 252-69.
- 村上眞知子・今井素恵, 2005, 「岐阜アパレル産業の実態調査」『岐阜市立女子短期大学研

究紀要』54: 141-50.

日本毛織編, 1997, 『日本毛織百年史』日本毛織社史編修室.

荻久保嘉章・根岸秀行編, 2003, 『朝日大学産業情報研究所叢書 7 岐阜アパレル産地の形成  
証言集・孵卵器としてのハルビン街』成文堂.

労働省婦人少年局, 1958, 『家内労働組織の中の婦人——メリヤス及び金属玩具製造におけ  
る予備調査報告書』.

労働省婦人少年局, 1967, 『昭和 41 年内職工賃調査——外衣製造業・その他の衣服繊維身  
のまわり品製造業』.

佐藤忍, 2013, 「日本における縫製業と外国人労働者」『大原社会問題研究雑誌』652: 46-62.

社団法人日中友好協会編, 2000, 『日中友好運動五十年』東方書店.

東海繊維経済新聞社編, 1971, 『問屋町の歩み・岐阜産地の人々』東海繊維経済新聞社.

———, 1975, 『岐阜既製服産業発展史』岐阜既製服産業連合会.

安田浩一, 2006, 「岐阜の縫製業界ぐるみで酷使」『週刊金曜日』592: 56-8.

吉田良生編, 1995, 『朝日大学産業情報研究所叢書 1 グローバル化時代の地場産業と企業経  
営』成文堂.

財団法人国際研修協力機構編, 1996-8, 『JITCO YEAR BOOK データで見る外国人研修・  
技能実習』.

———, 1999-, 『外国人研修・技能実習事業実施状況報告書 (JITCO 白書)』.

全国中小企業団体中央会編, 1998-, 『中小企業組合白書』全国中小企業団体中央会.